

## 裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（概要）

### 1 はじめに（第3回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）が施行されて6年が経過した。この間、最高裁判所では、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証に関する報告書を平成17年7月（第1回報告書）と平成19年7月（第2回報告書）の2回にわたり公表した。本報告書は、裁判の迅速化に係る第3回目の検証結果を公表するものである。

今回の検証作業としては、まず、民事訴訟事件については、事件類型別の長期化要因（審理を長期化させる要因）のほかに、新たに、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を分析、検討した。長期化要因の検討に当たっては、統計データによる分析に加え、弁護士からヒアリングを行った結果をとりまとめたもの、前回の検証作業でも活用した裁判官からヒアリングを行った結果を改めてとりまとめたもの、関連する各種文献等を活用した。次に、刑事訴訟事件については、公判前整理手続が審理期間等にどのような影響を及ぼしているかという視点から、主として重大事件である裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続を軸とした審理状況について分析、検討した。さらに、新たに家事事件についても分析を行い、中でも、終局までに時間を要する事件類型である遺産分割事件について、その長期化要因を分析、検討した。

今後の検証においては、裁判の迅速化のための基盤整備に資するため、最新のデータ等に即して今回の検証で明らかになった長期化要因の妥当性を絶えず検証していくとともに、長期化要因を解消するための方策、すなわち裁判の迅速化を推進するために必要な施策についても、総合的に検討していく予定である。

## 2 民事訴訟事件に関する分析

### 2.1 民事訴訟事件の概況及び長期化要因

#### 2.1.1 民事第一審訴訟事件の概況

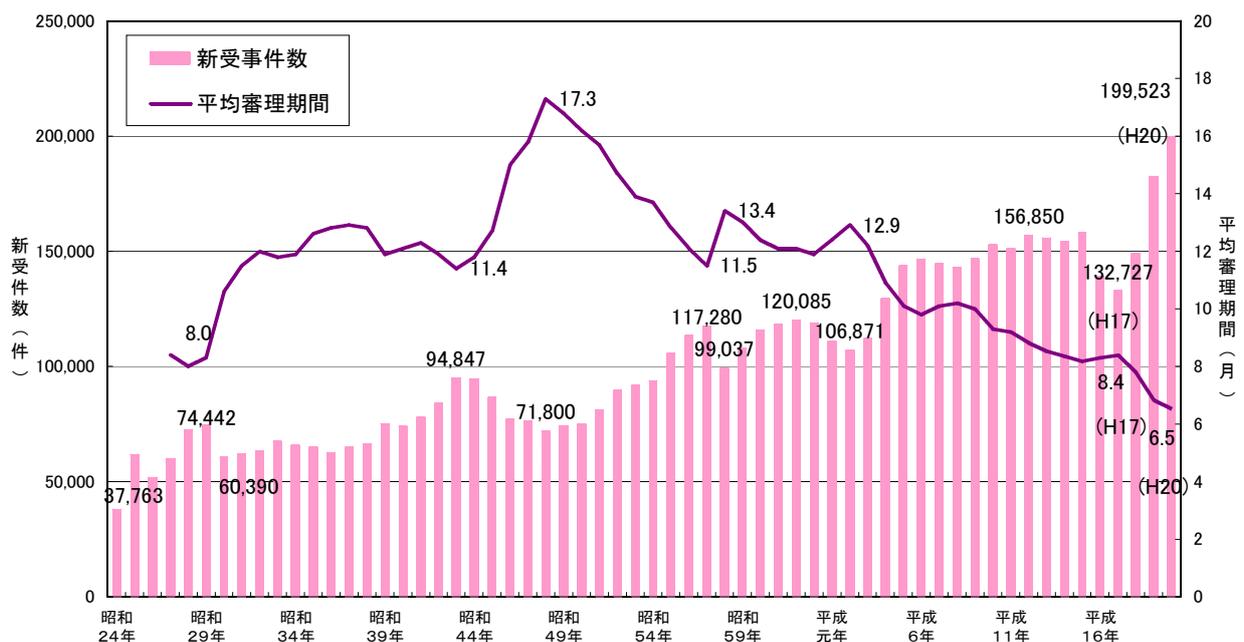
平成20年1月1日から同年12月31日までの間【表1】民事第一審訴訟事件数及び平均審理期間

(以下「本件調査期間」という。)に終局した民事第一審訴訟事件<sup>\*1</sup>の既済件数は19万2246件であり、その平均審理期間は6.5月である(【表

民事第一審訴訟事件数	192,246
平均審理期間(月)	6.5

1】)。新受件数は、平成18年以降急増しており、本件調査期間は過去最多である19万9523件となっている(【図2】)。平均審理期間は、第1回報告書において調査した期間(平成16年4月1日から同年12月31日まで。以下「第1回調査期間」という。)では8.2月、第2回報告書において調査した期間(平成18年1月1日から同年12月31日まで。以下「第2回調査期間」という。)では7.8月であり、短縮化傾向にある。

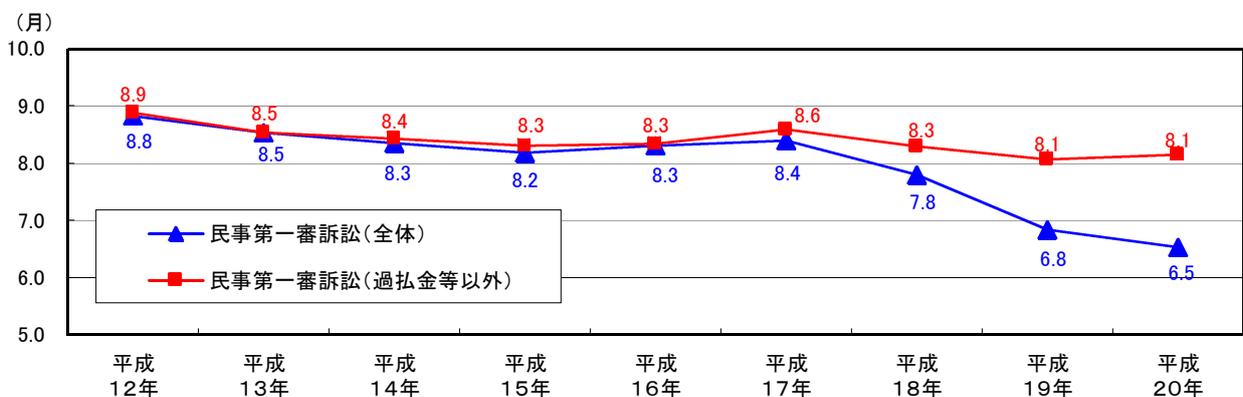
【図2】新受件数と平均審理期間の推移



\*1 民事第一審訴訟事件とは、第一審の民事訴訟事件のうち、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

もっとも、このような傾向は、近年増加している貸金業者に対する過払金返還請求訴訟の影響によるものと考えられる。過払金返還請求訴訟は、審理期間の短い事件が多く、人証調べを行う事件も少ないなど、民事通常事件とは異なる特徴があるといわれているが、このような訴訟の影響を受けた統計データが、必ずしも常に民事第一審訴訟事件の一般的な傾向を反映しているとはいえない。そこで、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件票上の事件類型である「金銭のその他」等を除外して、過払金返還請求訴訟の影響を取り除いた統計データ（以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という。）をみると、平成16年及び平成18年の平均審理期間はいずれも8.3月、本件調査期間の平均審理期間は8.1月であり、上記のような顕著な平均審理期間の短縮化傾向は認められない（【図3】）。

【図3】 平均審理期間（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



以下、本件調査期間における民事第一審訴訟事件の概況（カッコ内の数値は、民事第一審訴訟（過払金等以外）の統計データである。）をみる。

まず、審理期間については、審理期間が6月以内の事件の割合が71.7%（60.6%）を占めている。他方、審理期間が2年を超える事件の割合は3.6%（5.8%）にとどまっている（【表4】）。第1回調査期間では同割合が6.0%、第2回調査期間では5.5%であったので、民事第一審訴訟事件全体としてみると、審理期間が2年を超える事件の割合が減少しているが、これは、6月以内に終了する場合が多い過払金返還請求訴訟の急増の影響が強いものと推測される。

【表4】 審理期間別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

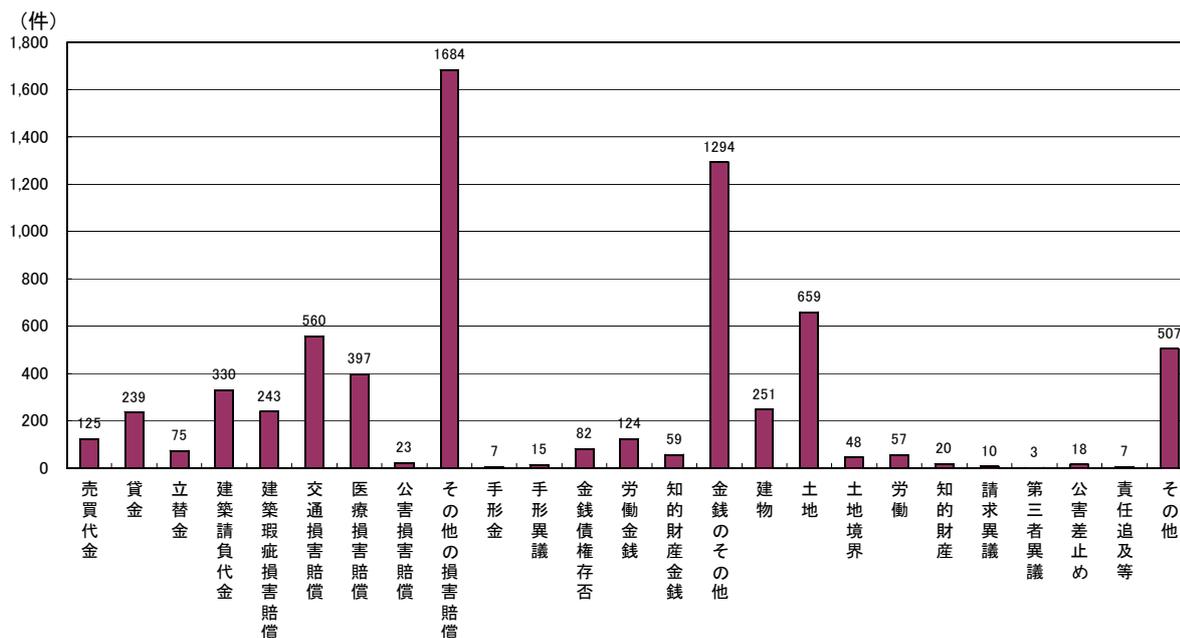
事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
6月以内	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	296 0.2%	233 0.3%

もっとも、審理期間が2年を超える事件の数も、平成16年が9206件、第2回調査期間に当たる

平成18年が7931件，本件調査期間に当たる平成20年が6848件と減少しており，過払金返還請求訴訟の影響を差し引いても，審理期間が長期化する事件数が減少している様子が見られる。

事件類型別に審理期間が2年を超える事件数をみると，「その他の損害賠償」（1684件，24.6%）及び「金銭のその他」（1294件，18.9%）の2類型が際立って多く，これらの合計は，全体の43.5%を占める（【図5】）。

【図5】 事件類型別の審理期間2年超の事件数



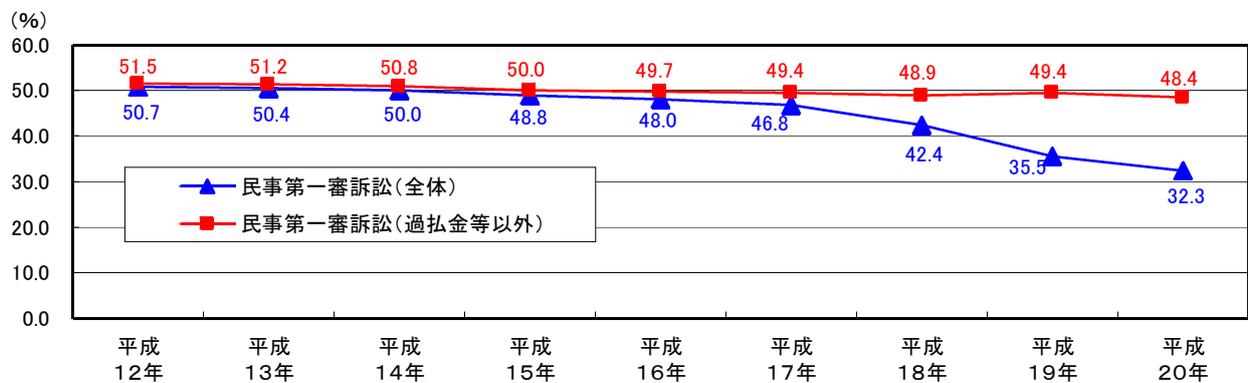
次に，終局区分については，判決で終局した事件の割合は32.3%，和解で終局した事件の割合は28.6%，取下げで終局した事件の割合は36.6%である。なお，判決で終局した事件のうち，対席事件の割合は65.1%（62.2%）である（【表6】）。これに対し，民事第一審訴訟（過払金等以外）では，判決で終局した事件の割合が48.4%，和解で終局した事件の割合が35.6%，取下げで終局した事件の割合は12.7%である。

【表6】 終局区分別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

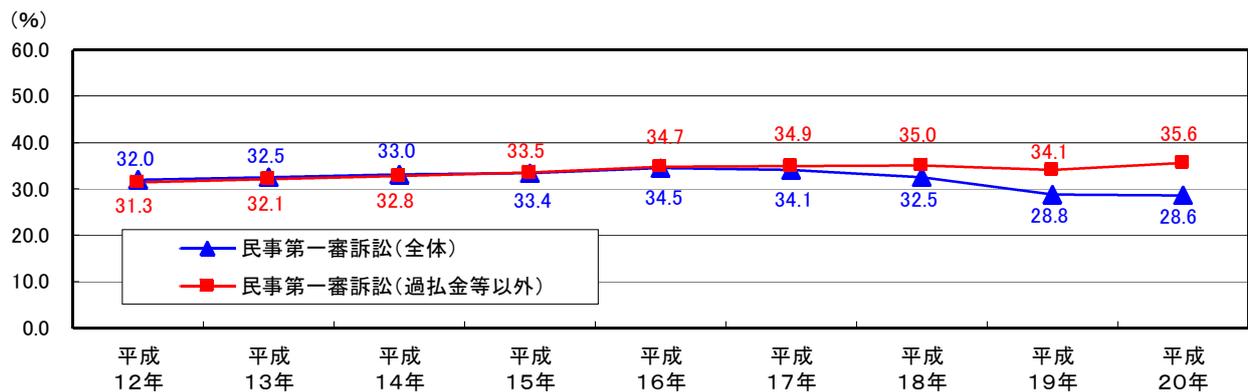
終局区分	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 （%は判決に対する割合）	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	4,667 2.4%	2,860 3.3%

判決，和解又は取下げで終局した事件の割合について経年変化をみたものが，【図7】ないし【図9】である。民事第一審訴訟（過払金等以外）では，判決がやや減少，和解がやや増加の傾向がみられるものの，さほど大きな変化はなく，取下げはほぼ横ばいである。これに対し，民事第一審訴訟（全体）では，取下げに顕著な増加の傾向がみられる。このように，民事第一審訴訟（全体）で取下げの割合が増加し，民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べてその割合が明らかに高くなっているのは，取下げで終局する事件の多い過払金返還請求訴訟が近年急増していることによる影響であると推測される。

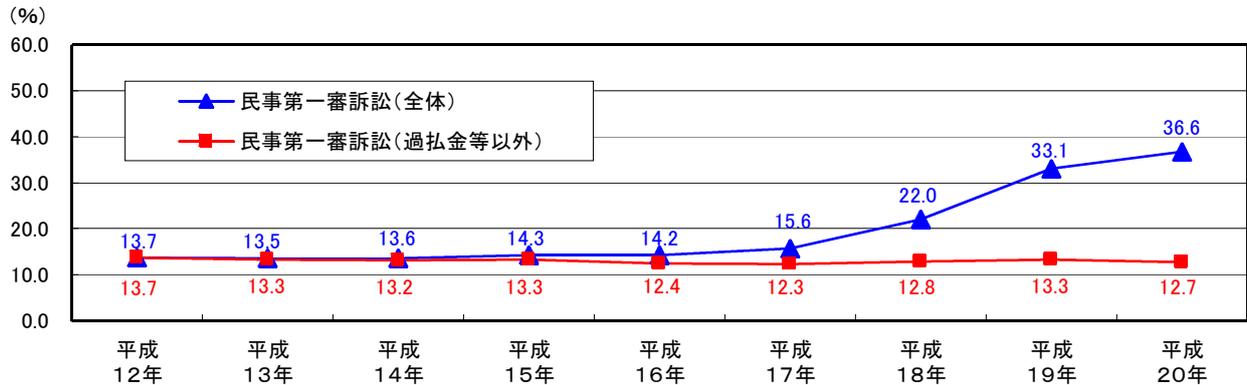
【図7】 終局事由別の事件割合〔判決〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図8】 終局事由別の事件割合〔和解〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図9】 終局事由別の事件割合〔取下げ〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



訴訟代理人の選任状況については、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は30.4% (39.8%)、当事者のいずれかに訴訟代理人が選任された事件の割合は74.9% (79.2%)である (【表10】)。

上訴については、上訴率は14.7% (14.6%)、上訴事件割合は4.8% (7.0%)である (【表11】)。

【表10】 訴訟代理人の選任状況(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表11】 上訴率及び上訴事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	14.7%	14.6%
上訴事件割合	4.8%	7.0%

最後に、審理の状況については、平均期日回数は3.4回 (4.5回)、平均期日間は1.9月 (1.8月)である。争点整理実施率は30.2% (37.6%)であり、平均争点整理期日回数は1.6回 (2.3回)である (【表12】)。人証調べ実施率は12.3% (19.5%)であり、人証調べ実施事件に限定した平均人証数は2.8人 (2.8人)である。なお、このうち平均証人数は1.1人 (1.1人)、平均本人数は1.7人 (1.7人)である (【表13】)。

【表12】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.9	1.8
争点整理実施率	30.2%	37.6%

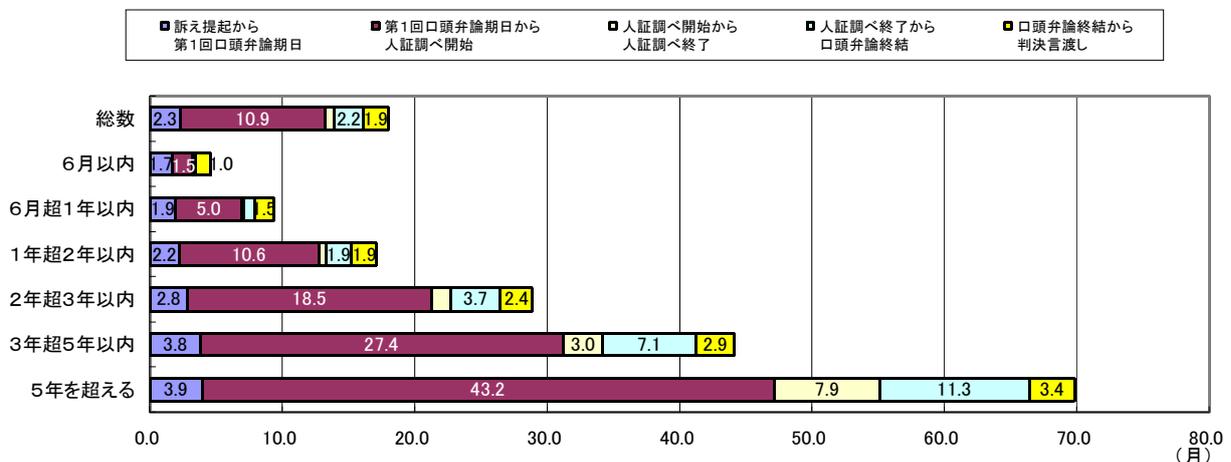
【表13】 平均人証数 (民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類		民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金以外)
人証調べ実施率		12.3%	19.5%
平均人証数		0.3	0.5
うち平均証人数		0.1	0.2
うち平均本人数		0.2	0.3
人証調べ実施事件	平均人証数	2.8	2.8
	うち平均証人数	1.1	1.1
	うち平均本人数	1.7	1.7

## 2.1.2 民事訴訟事件一般に共通する長期化要因

民事第一審訴訟事件では、争点整理期間（第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間）が審理期間全体に占める比率が高い（人証調べを実施して判決で終局した事件につき【図14】参照）。したがって、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を分析するに当たっては、まず第1に、争点整理を長期化させる要因を分析する必要がある。争点整理が長期化する事件は、専門的知見を必要とするなど一定の困難な事件類型に属するものが多いと考えられるが、長期化要因としては、各種事件類型に固有のもののみではなく、各種事件類型に共通するものが存在すると考

【図14】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況 (民事第一審訴訟事件)



えられるし、民事訴訟事件一般の迅速化に係る要因を検討する上で、このような共通要因を分析することが重要であると考えられる。そこで、このような各種事件類型に共通する要因として、訴訟の準備段階における事情及び訴訟における各事情（当事者側及び裁判所側）の各段階に分けて、時系列に沿った検討を行った。

次に、争点又は当事者多数の事案、先端的で複雑困難な問題を含む事案及び専門的知見を要する事案といった事件の属性に基づき争点整理が長期化しがちな事件類型を取り上げ、時系列に沿った検討のみではまかなえない要因について検討を行った。

第2に、審理が長期化しがちな事件類型ごとに長期化要因を検討すると、ほとんどの事件類型で、証拠の不足、証拠の偏在等といった要因が挙げられる。また、資料の開示を拒絶される場合等、証拠の収集に苦慮している旨の指摘もある。そこで、主に証拠収集に関連する要因という項目を設け、そもそも証拠が不足していたり、存在しなかったりするために収集できない場合と証拠は存在するものの証拠の収集が困難な場合とに分けて分析した。

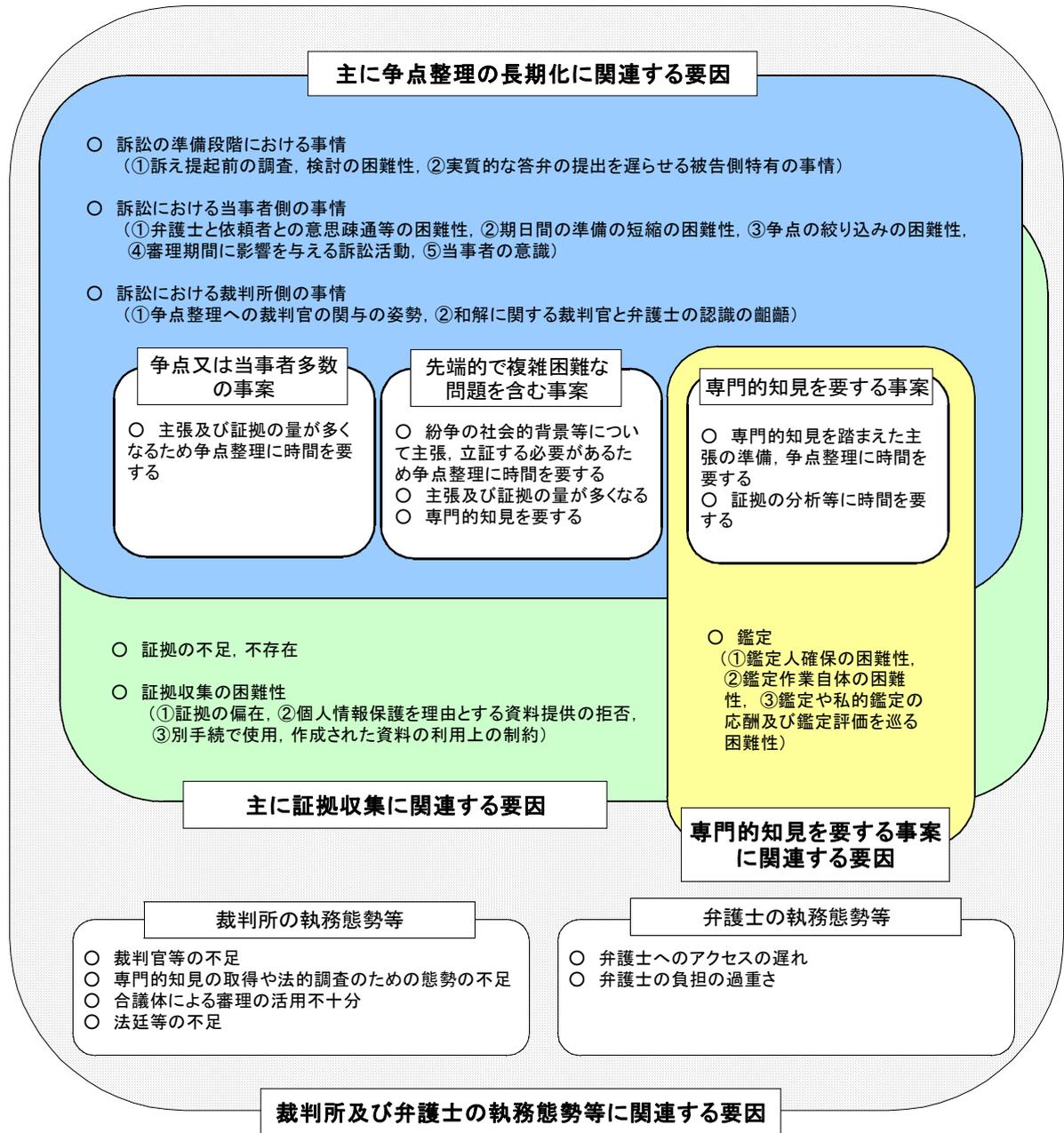
第3に、専門的知見を要する事案においては、上記のとおり、主に争点整理の長期化に関連する要因として挙げられるものもあるが、これら以外にも、鑑定に関するものとして、鑑定人確保の困難性、鑑定作業自体の困難性、鑑定や私的鑑定の応酬等といった要因が挙げられる。そこで、専門的知見を要する事案に関連する要因についても検討を行った。

そして第4に、以上の長期化要因の背後には、訴訟を担う裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因があり、これらの点についても検討する必要がある。裁判所の執務態勢については、裁判官等の不足、専門的知見の取得や法的調査のための態勢の不足、合議体による審理の活用不十分及び法廷等の不足といった要因が、弁護士の執務態勢については、弁護士へのアクセスの遅れ及び弁護士の負担の過重さといった要因が挙げられる。

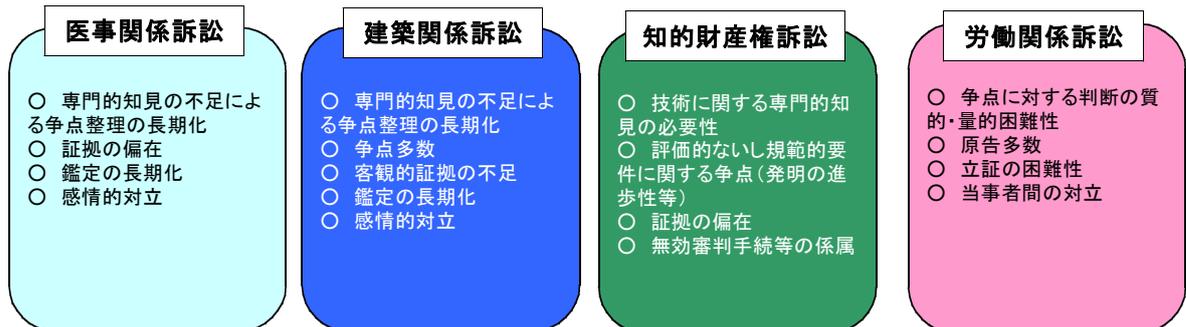
以上のような長期化要因の位置付けを図示したものが【図15】である。以下では、民事第一審訴訟事件の多くを占める弁護士が訴訟代理人となる事案を中心に、各長期化要因の概要を述べる。

【図15】

<民事訴訟事件一般に共通する長期化要因>



<個別の事件類型に特有の長期化要因>



## 2.1.2.1 主に争点整理の長期化に関連する要因

### 訴訟の準備段階における事情

調査、検討が不十分なまま訴えを提起すると、訴訟係属中に新たな事実が判明することになりやすい。そして、判明した事実に応じて法律構成や事実の主張も変更することとなると、相手方の反論も変更することになるなどして争点整理が長期化することになる。したがって、訴え提起前に調査、検討を十分に行うことが望ましいが、実際には、依頼者の資料の保管が不十分であったり資力の都合があったりして、依頼者が十分に資料を収集できない場合があること、また、弁護士は、訴え提起前に相手方と争点整理や証拠開示を行うことが少ないのが実情であること、他方で、差止めの必要性や時効の切迫等、準備が不十分なままでも訴えを提起せざるを得ない場合もあることから、訴え提起前の調査、検討が十分になされない場合がある。

また、被告側には、弁護士に相談する時期が遅れる傾向があることや、原告の主張が不明確な場合等には反論すべき事項が判明しないことから、実質的な答弁の提出までに時間を要する場合がある。このような場合には、実質的な争点整理の開始までに時間を要するため、争点整理が長期化する。

### 訴訟における当事者側の事情

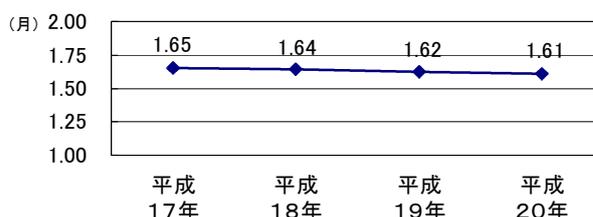
#### (1) 弁護士と依頼者との意思疎通等の困難性

訴訟の準備のため、弁護士が依頼者から事実関係を聴き取るに当たり、依頼者の意向の把握が困難な場合や依頼者の説明が変遷する場合があること等から、1回の打合せで必要な事項をすべて聴き取ることが困難なことがある。また、弁護士が依頼者に資料の提出を求めるに当たっても、依頼者が資料の重要性に気付いていないため弁護士に資料の存在を伝えていない場合や、弁護士の指示が依頼者に正確に伝わっていない場合があるため、必要な資料の収集に時間を要することがある。このように、弁護士と依頼者との間で意思疎通に齟齬がある場合には、十分な準備ができず、争点整理が長期化する。

#### (2) 期日間の準備の短縮の困難性

争点整理期間における準備として、弁護士は、依頼者との打合せ、必要な資料の準備、書面の作成及び提出等を行っているが、このような準備に最低でも1か月は必要であると指摘されている。この点、判決言渡

【図16】 対席判決で終局した事件の平均期日間隔(民事第一審訴訟(過払金等以外))



し期日を考慮した平均期日間隔<sup>\*2</sup>は、近年1.6月台で推移している（【図16】）。この数値は、訴え提起から判決言渡しまでの期間を通じた平均期日間隔であり、争点整理期間中に絞ったものではない（訴え提起から第1回期日まで2か月前後を要する事件や口頭弁論終結から判決言渡しまで長期間を要する事件が相当数ある。）。また、途中で和解期日が指定された場合には、その期日は統計上算入されない。これらの事情を考慮すると、争点整理期間中の期日間隔は、【図16】の数値より若干短くなるものと考えられる。そうすると、現在の弁護士の業務態勢等を前提とする限り、期日間の準備期間を大幅に短縮することは困難になっているものと考えられる。

### **(3) 争点の絞り込みの困難性**

裁判には、法律上の判断に必要な事実の存否の確定のみならず、背景事情を含めた事件全体についての真相解明を期待されることが多いが、当事者本人が、法律上の判断に不必要な事実までも裁判で真相を明らかにしたいとの意向を強く持ち、弁護士の助言や説明にも納得しない場合には、訴訟代理人である弁護士としては、依頼者である当事者本人の意向に反して主張を絞り込むことが困難になる。さらに、当事者の一方が法律上の判断に不必要な点まで主張した場合、相手方は、反論しなかったために不利な結論を受けるのを避けたいとの心理や依頼者から反論するよう要望される場合もあることから、これに反論せざるを得ない。このような場合には、争点を絞り込むことは困難となり、争点整理が長期化する。

### **(4) 審理期間に影響を与える訴訟活動**

訴状に請求を理由付ける事実やこれに関連する重要な事実を記載しない場合や、主張を明確にするための求釈明に応じない場合があるなど、当事者が期待される訴訟活動を十分に行わない場合がある。また、争点に照らして過度に大部な準備書面を提出するなど、当事者が必要な程度を越えた訴訟活動を行う場合もある。このような場合には、争点整理が長期化する。

### **(5) 当事者（代理人を含む。）の意識**

以上のような長期化要因を生じさせる背景の一つとして、上記のとおり、当事者には裁判に対して真相解明を求める意識があることが挙げられるが、他方で、当事者が審理期間に関心がないとはいえない。また、争点の絞り込みの困難性に関しては、弁護士には、現状では、裁判官に暫定的な心証を示しながら積極的に争点整理を行ってほしいとの意識があるこ

---

\*2 事件概況で述べた平均期日間隔とは、平均審理期間を、平均口頭弁論期日回数と平均争点整理期日回数の合計値で除した数値であるが、上記各期日回数にはいずれも判決言渡し期日が含まれていない。そこで、本文及び【図16】では、判決言渡し期日を考慮した平均期日間隔として、上記計算の分母を判決言渡し期日分として1を足した数値に置き換えて算出した。

ともうかがわれる（もっとも、裁判官の心証開示によって当事者の主張が制限されることを懸念する指摘もある。）。

## 訴訟における裁判所側の事情

### (1) 争点整理への裁判官の関与の姿勢について

上記のように、当事者同士で自主的に争点を絞り込むことが困難な場合には、第三者である裁判官が、当事者に対して、訴訟において重要と考える争点は何かを示し、その点についての活発な意見交換を促すとともに、不要と考える争点や主張については、その必要性についての慎重な検討を促し、説明を求めるなどの積極的な関与をしなければ、争点整理が実質的に進行せず、長期化することになりかねない実情にある。にもかかわらず、このような場合に、裁判官が争点と無関係な主張を制限しないなど積極的に争点整理に関与しないことがある。また、裁判官の側では、本来争点整理は当事者が主体的に行うものである、裁判所が強力で争点を絞り込むと当事者側の抵抗を生むことにもなりかねない、あるいは和解による解決も見据えて、事件の背景事情等も踏まえた全体的な解決を示す必要があるなどといった意識から、争点の積極的な絞り込みをためらうこともある。

### (2) 和解について

裁判官は、和解についても積極的に勧試しているのが実情であるが（民事第一審訴訟（過払金等以外）では、約3分の1が和解により終局しており（前掲【表6】）、このうち86.1%は人証調べに至るまでもなく和解が成立している（【表17】）。）、和解の見込みについて裁判官と弁護士の認識が食い違う場合、話し合いによる解決の可能性の見極めが困難な場合等には、和解の調整のために、争点整理が長期化する場合がある。

【表17】 和解で終局した事件の人証の有無別の事件数(民事第一審訴訟(過払金等以外))

	人証あり	人証なし	総数
事件数	4,320	26,746	31,066
割合	13.9%	86.1%	—

## 争点整理が長期化しがちな類型

### (1) 争点多数・当事者多数の事案

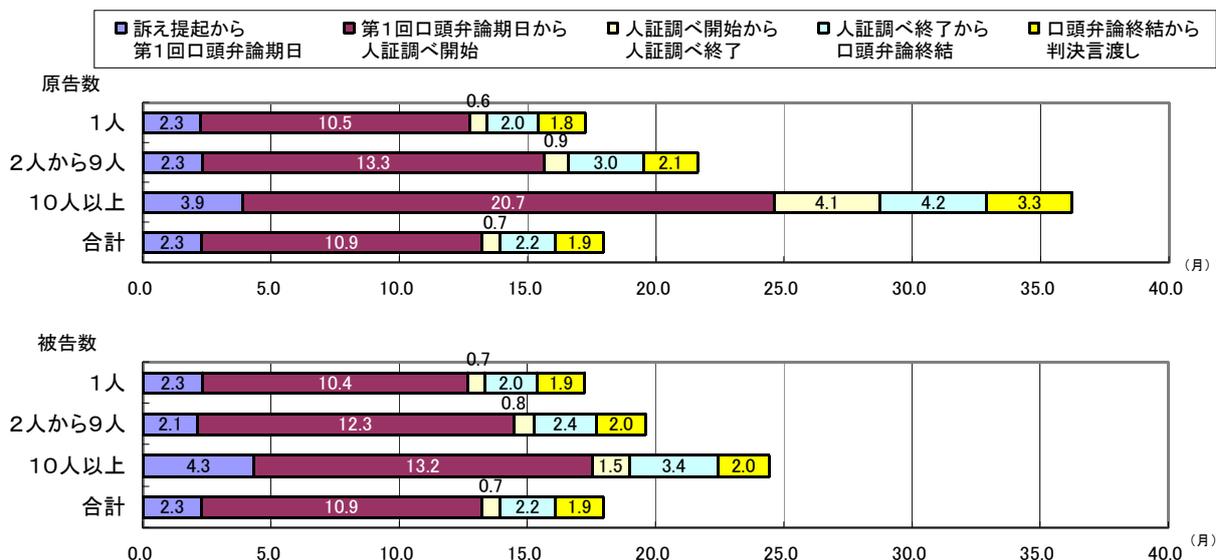
争点多数の事案では、当事者は各争点ごとに事実等を主張立証するため、主張及び証拠の量が多くなり、主張及び争点を整理し、証拠を整理するのに時間を要する。とりわけ建築関係訴訟では、瑕疵の主張が多岐にわたるため、争点が多数となる場合があり、争点整理が長期化する。

当事者多数の事案では、当事者数が多くなると平均審理期間、特に争点整理期間が長くな

る傾向がある（【図18】）。また、当事者や関係者が多数になると、争点等の整理に時間を要するほか、期日指定にも支障が生じるとの指摘もある。

このように、争点多数の事案及び当事者多数の事案では、争点整理が長期化する。

【図18】 人証調べを実施して判決で終局した事件における原告・被告数別の各手続段階の平均期間の状況（民事第一審訴訟事件）



## (2) 専門的知見を要する事案

専門的知見を要する事案では、専門的知見を踏まえた主張及び争点の整理に時間を要する。この点は、専門的知見を要する事案の典型である医事関係訴訟や建築関係訴訟において、当事者や裁判所に専門的知見が不足する場合には、基本的な用語の理解にも時間がかかり、期日に準備すべきことも正確に伝わらないなどといった指摘がある。また、医事関係訴訟や建築関係訴訟の中でも、特に高度な専門的知見を要すると思われる類型の事件（鑑定を実施した医事関係訴訟や瑕疵主張のある建築関係訴訟）では、統計データ上も平均争点整理期間が長期化している（後記2.2.2及び2.3.2参照）。当事者が専門的知見を補充するためには専門家の協力が必要であるが、そのような専門家を探すのが困難な場合もあるとの指摘もある。

さらに、専門家との相談や意見書の作成等、当事者が主張を行う前提として証拠を分析すること等にも時間を要するため、争点整理が長期化する。

## (3) 先端的で、複雑困難な問題を含む事案（いわゆるハードケース）

先端的で複雑困難な問題を含む事案（上場企業の支配権を巡る訴訟、薬害を巡る訴訟等のハードケース又は現代型訴訟と呼ばれる訴訟）では、争点や関係者が多数となる場合や専門的知見が必要となる場合があるほか、その事案における判断が、法の不備を埋める側面を有

し、また、先例になるなどして当事者以外にも影響を与えることがあるため、紛争の社会的背景等についても広く主張・立証する必要がある。このような事案では、争点整理が長期化することがあり得る。

## 2.1.2.2 主に証拠収集に関連する要因

### 証拠の不足・不存在

我が国では、合意内容を書面に残すことが徹底されておらず、契約書等の作成を契約の相手方に求めづらい、親族間等の緊密な人間関係の中では契約書を作成しないことが一般的であるなどと言われており、現に、建築請負契約においては契約書等の客観的証拠が存在しない場合があるとの指摘もある。このように、ある事実を立証するための証拠として書証等の客観的証拠が不足し、又は存在しない場合、当事者は、関係者の供述や多数の間接的な事情の積み上げに依拠した立証を行うこととなり、審理が長期化する。

### 証拠収集の困難性

#### (1) 証拠の偏在

当事者の一方が、取引履歴等紛争に関する基礎的な資料を直ちに提出しない場合がある。証拠が当事者の一方に偏在し、かつ、その当事者が証拠の提出を拒む場合には、証拠の任意提出に関するやり取りや文書提出命令についての争いに時間を要し、審理が長期化する。

#### (2) 個人情報保護を理由とする資料提供の拒否

当事者が、文書送付嘱託や弁護士法23条の2に基づく照会を通じて、第三者の保有する資料を取り寄せようとしても、個人情報の保護を理由として文書の送付を拒絶される場合がある。当事者が資料の送付を受けられない場合には、当該資料に基づいた訴訟活動ができなくなるため、審理が長期化する。

#### (3) 別手続で使用、作成された資料の利用上の制約

労働災害に係る調査報告書や、解剖結果、実況見分調書、物件事務報告書等、捜査機関の保有する捜査記録、刑事訴訟記録について、開示が拒絶される場合がある。これらの資料は労働災害の調査や刑事事件の捜査、公判といった別手続で使用、作成された資料であり、利用が制限される場合には審理が長期化する。

## 2.1.2.3 専門的知見を要する事案に関連する要因

### (1) 争点整理での専門的知見の不足

前記のとおり、専門的知見を要する事案においては、専門的知見を踏まえた主張整理に時間を要することと、主張を行う前提となる証拠の分析等に時間を要することにより、争点整理が長期化する。

### (2) 鑑定（私的鑑定を含む。）

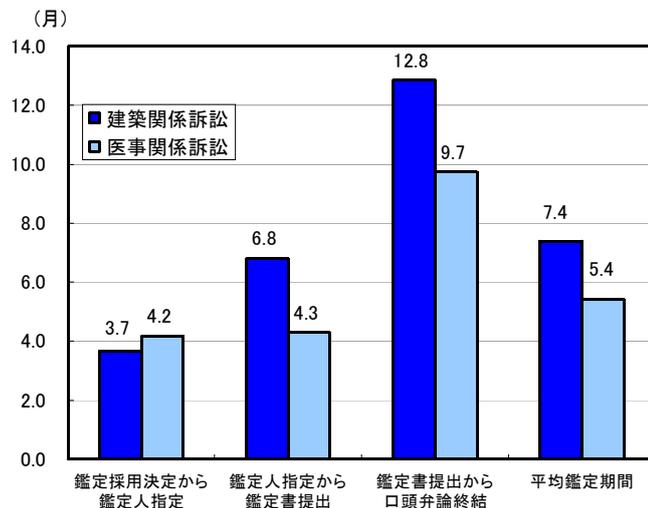
専門的知見を要する事案のうち、医事関係訴訟では、鑑定人候補者がその本来の専門分野においても多忙であること、裁判所及び当事者が当該専門分野において鑑定人としてふさわしい者が誰であるかの情報を有していないことなどにより、鑑定人の確保が困難であるとの指摘がある。建築関係訴訟でも、どの分野の専門家を鑑定人とするのかなどを検討するのに時間を要するとの指摘がある。企業法務の分野でも、最先端の専門的知見に対応できる専門家を確保するのが困難であるとの指摘がある。

また、鑑定事項の決定に時間を要する場合や鑑定書が提出されるまでに時間を要する場合がある。とりわけ建築関係訴訟では、多数の瑕疵項目について検査を行った上で鑑定書を作成するという作業に時間を要する。

さらに、鑑定書が提出された後も、当事者による鑑定書の検討のほか、鑑定と私的鑑定の応酬や、鑑定の評価等についての主張と反論の応酬に時間を要する。

以上のとおり、専門的知見を要する事案で鑑定を行う場合には、鑑定等に時間を要し、審理が長期化する。なお、医事関係訴訟と建築関係訴訟で、それぞれ鑑定に要する各手続段階別の平均期間は、【図19】のとおりである。

【図19】 鑑定に要する期間（建築関係訴訟及び医事関係訴訟）



※ 鑑定採用決定から鑑定人指定については、平成19年及び平成20年を合わせたデータである。また、鑑定採用決定と鑑定人指定が同日の事件を除いたデータである。

## 2.1.2.4 裁判所，弁護士の執務態勢等に関連する要因

### 裁判所の執務態勢等

#### (1) 裁判官等の不足

裁判官やこれを支える書記官等の執務態勢について、例えば裁判官が繁忙な状況にあると、十分な事前準備や検討を行うことができず、あるいは期日の指定が困難になるなどして、審理が長期化している可能性がある。この点、合議体を構成する裁判官のそろう日が限られている、裁判官の繁忙が原因で、証拠調べ期日が入りづらい、争点整理期日における裁判官の関与が不十分であるとの指摘もある。

#### (2) 専門的知見の取得や法的調査（関連する先例，裁判例，文献調査等を含む。）のための態勢の不足

近時、民事訴訟事件が、複雑化、専門化、国際化しており、これに的確に対応するためには、専門的知見を取得したり法的調査を行ったりする場面において裁判体をサポートする態勢を整備することも重要である。しかし、現在は、専門的知見の取得や法的調査におけるサポート態勢が不十分なため、審理が長期化している可能性がある。

#### (3) 合議体による審理の活用不十分

複雑困難な事件においては、主張の整理、証拠の検討、専門的知見の取得、法的調査等の作業だけでも多大な作業量となる上、適正な判断を導くために多様な観点からの検討を重ねる必要もあるため、合議体による審理を活用することが重要である。しかし、現在の民事訴訟事件における合議率は、民事第一審訴訟（過払金等以外）で6.5%と低い。したがって、合議体による審理が十分に活用できていないために、審理が長期化している可能性がある。

#### (4) 法廷等の不足

法廷数が不足しているとの指摘があり、各裁判体の開廷日が曜日ごとに決められているために、集中証拠調べの期日指定が困難になっている可能性もある。また、ラウンドテーブル法廷についても、数に限りがあるため活用に支障があるとの指摘もある。このように、法廷等の数の不足のために、迅速かつ充実した審理が阻害されて、審理が長期化している可能性がある。

### 弁護士の執務態勢等

#### (1) 弁護士へのアクセスの遅れ

民事訴訟制度研究会「2006年民事訴訟利用者調査」商事法務145頁によれば、当事者の半

数近くが、訴え提起の直前や提起後の段階で弁護士に相談しているとのことであり、弁護士に相談する時期が遅い。また、被告側は、原告側と比べ、特に弁護士へのアクセスが遅いことは、前記2.1.2.1のとおりである。このように当事者の弁護士へのアクセスが遅れると、原告側の訴え提起前の準備が不十分になったり、被告側の訴状に対する答弁の準備が遅れたりする。このような弁護士へのアクセスの遅れがあるため、審理が長期化している可能性がある。

## **(2) 弁護士の負担の過重さ**

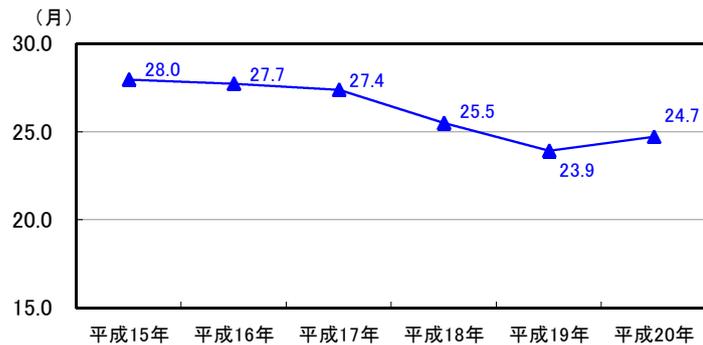
弁護士は、手持ち事件の多さなどの事情から、多忙であるとの指摘がある。また、集中証拠調べは、証人との打合せや陳述書の作成等の準備に手間がかかるため、弁護士にとって負担が大きいとの指摘もある。このように弁護士に過重な負担があって繁忙な結果、訴訟の準備が不十分になり、あるいは期日指定が困難となって期日間隔が長くなるなどして、審理が長期化している可能性がある。

## 2.2 医事関係訴訟の概況及び長期化要因

### 2.2.1 医事関係訴訟の概況

医事関係訴訟の平均審理期間は、平成15年以降、短縮化傾向にあったが、平成20年は24.7月であり、前年より0.8月長期化した。(【図20】)。

【図20】 平均審理期間の推移(医事関係訴訟)



概況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が41.6%と高い(【表21】)。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが(判決終局事件の98.9%)、和解で終局した事件の割合も51.1%と高い(【表22】)。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も85.1%と高く(【表23】)、上訴率も36.9%と高い(【表24】)。

【表21】 審理期間別の事件数及び事件割合(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	125 13.1%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	138 14.5%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	295 30.9%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	205 21.5%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	154 16.1%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	38 4.0%	296 0.2%	233 0.3%

【表22】 終局区別の事件数及び事件割合(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

終局区分	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	363 38.0%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	359 98.9%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	488 51.1%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	38 4.0%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	66 6.9%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表23】 訴訟代理人の選任状況(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	813 85.1%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	52 5.4%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	66 6.9%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	24 2.5%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表24】 上訴率及び上訴事件割合(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	36.9%	14.7%	14.6%
上訴事件割合	14.0%	4.8%	7.0%

審理の状況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が11.8回と多く、中でも平均争点整理期日回数が8.4回と多い。平均期日間隔も2.1月と長い。争点整理実施率は86.2%、人証調べ実施率は60.0%、鑑定実施率は19.6%と、いずれも高い(例えば、民事第一審訴訟(過払金等以外)の鑑定実施率は1.0%である。)(【表25】【表26】)。

【表25】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	11.8	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	3.4	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	8.4	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	2.1	1.9	1.8
争点整理実施率	86.2%	30.2%	37.6%

【表26】 人証調べ実施率及び平均人証数(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	60.0%	12.3%	19.5%
平均人証数	1.9	0.3	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.1	2.8	2.8

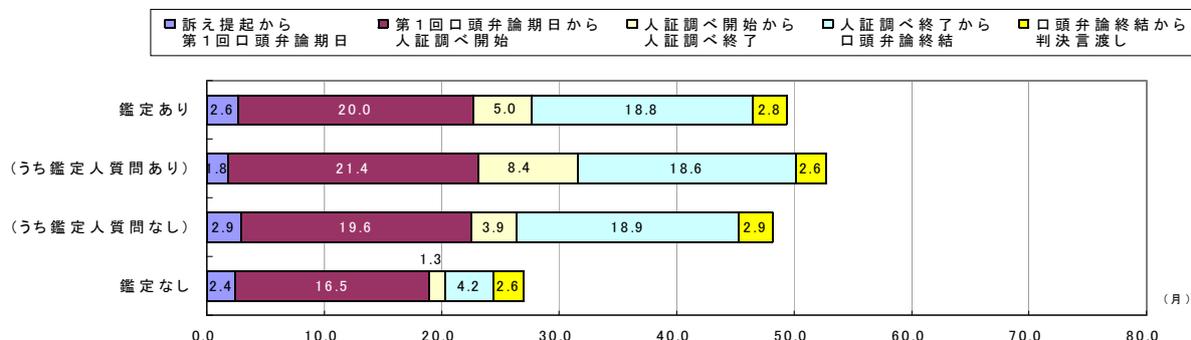
## 2.2.2 医事関係訴訟の長期化要因

### 専門的知見の不足による争点整理の長期化

医事関係訴訟では、争点の整理に医学に関する専門的知見を要するため、当事者や裁判所に専門的知見が不足する場合には、争点整理が長期化する。この点、医事関係訴訟のうち、鑑定を実施した事件では、より高度な専門的知見が要求されることが多いと考えられるので、鑑定の有無

別に統計データをみると、医事関係訴訟（人証調べを実施して判決で終局した事件）では、鑑定を実施した事件の方が、鑑定を実施しなかった事件よりも平均争点整理期間が長い（【図27】）。

【図27】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間の状況（医事関係訴訟）



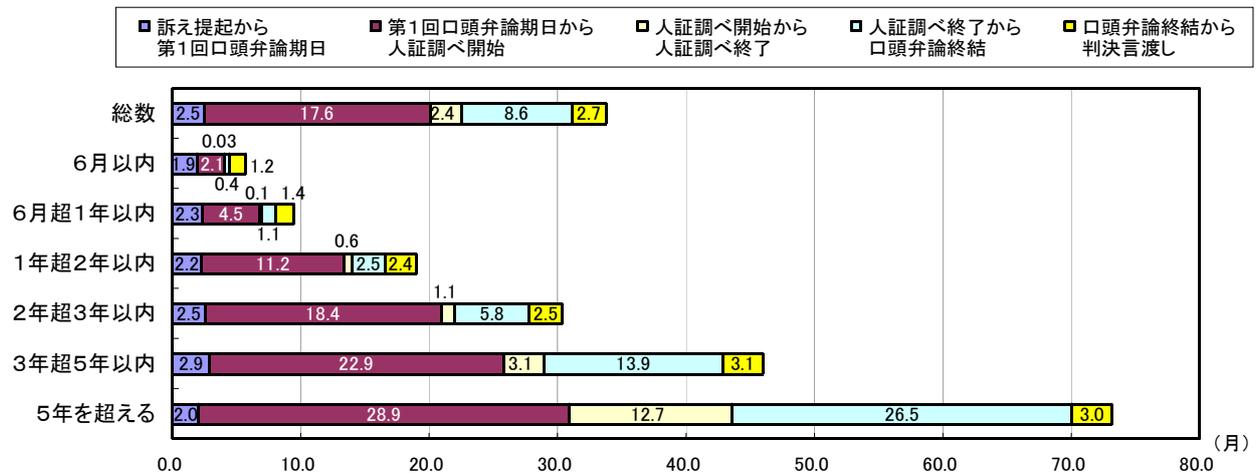
### 証拠の偏在

医事関係訴訟では、診療経過を明らかにする資料（診療録、手術記録、麻酔記録等の診療記録）や診療経過を知る担当医等、診療経過に関する証拠が被告側（医療機関等）に偏在する構造となっている。そこで、原告側（患者、遺族側）は、訴え提起前に証拠保全や診療記録の開示制度を利用して診療記録を入手しているが、そのために一定の時間を要することは避けられない。また、原告側が、入手した診療記録を分析し、その真偽を確認するなどして、正確な診療経過を把握するのに時間も要する。

### 鑑定の長期化

医事関係訴訟では、鑑定に時間を要して審理が長期化することがある。この点、人証調べを実施して判決で終局した医事関係訴訟をみると、鑑定を実施した事件では、人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間（医事関係訴訟ではこの期間に鑑定が実施されることが多い。）が長い（前掲【図27】）。また、審理期間が3年を超える事件では、約6割が鑑定を実施しており、人証調べ終了から口頭弁論終結までの期間が長い（【図28】）。

【図28】 人証調べを実施して判決で終局した事件における審理期間別の各手続段階の平均期間の状況  
(医事関係訴訟)



なお、鑑定の手続段階ごとにみた長期化要因は、前記2.1.2.3(2)のとおりである。医事関係訴訟では、鑑定人選任に要する時間が長い。また、鑑定を実施した医事関係訴訟における鑑定書提出から口頭弁論終結までの平均期間は9.7月であり（前掲【図19】）、鑑定を実施していない事件における人証調べ終了から口頭弁論終結までの平均期間（4.2月。前掲【図27】）と比べて長いことから、医事関係訴訟では、鑑定書提出後の反論反証に時間を要しているといえる。

### 感情的対立

医事関係訴訟は、人の生命や身体に関する事項についての訴訟であることが多い上、診療経過に関する情報等が被告側に偏在していることから、原告の被告に対する不信感を招来しやすい類型の訴訟である。この点、医事関係訴訟では、上訴率（36.9%）や上訴事件割合（14.0%）が高くなっており（前掲【表24】）、当事者間の感情的対立が激しいことがうかがわれる。

## 2.3 建築関係訴訟の概況及び長期化要因

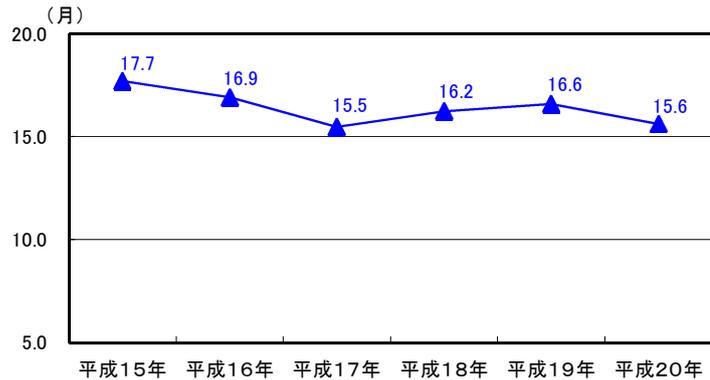
### 2.3.1 建築関係訴訟の概況

建築関係訴訟の平均審理期間は、平成17年以降長期化傾向にあったが、平成20年は15.6月であり前年より1.0月短縮化した（【図29】）。

建築関係訴訟のうち、審理期間が長期化する類型である瑕疵主張のある建築関係訴訟<sup>\*3</sup>の概況をみると、民事第一審訴訟事件

と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が33.4%と高い（【表30】）。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが（判決終局事件の97.2%）、和解で終局した事件の割合も40.0%と高い（【表31】）。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も81.5%と高く（【表32】）、上訴率も36.5%と高い（【表33】）。

【図29】 平均審理期間の推移（建築関係訴訟）



【表30】 審理期間別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
6月以内	168 12.5%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	231 17.2%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	496 36.9%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	249 18.5%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	165 12.3%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	35 2.6%	296 0.2%	233 0.3%

【表31】 終局区分別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

終局区分	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	397 29.5%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	386 97.2%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	538 40.0%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	371 27.6%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	38 2.8%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

\*3 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築に関する設計、監理、施工等につき瑕疵があったと主張し、その瑕疵に基づく損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件）があり、建築請負代金事件には、建物の不具合（瑕疵）をめぐる主張のあるものとそうでないものがある。本報告書では、建築瑕疵損害賠償事件と瑕疵主張のある建築請負代金事件を「瑕疵主張のある建築関係訴訟」と、瑕疵主張のない請負代金事件を「瑕疵主張のない建築関係訴訟」と分類する。

【表32】 訴訟代理人の選任状況(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,096 81.5%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	152 11.3%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	55 4.1%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	41 3.1%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表33】 上訴率及び上訴事件割合(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	36.5%	14.7%	14.6%
上訴事件割合	10.8%	4.8%	7.0%

瑕疵主張のある建築関係訴訟の審理の状況を見ると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が10.6回と多く、中でも平均争点整理期日回数が7.2回と多い。平均期日間隔も2.1月と長い。争点整理実施率は82.0%、人証調べ実施率は35.6%、鑑定実施率は4.6%と、いずれも高い(【表34】【表35】)。

【表34】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	10.6	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	3.4	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	7.2	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	2.1	1.9	1.8
争点整理実施率	82.0%	30.2%	37.6%

【表35】 人証調べ実施率及び平均人証数(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	35.6%	12.3%	19.5%
平均人証数	1.1	0.3	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.0	2.8	2.8

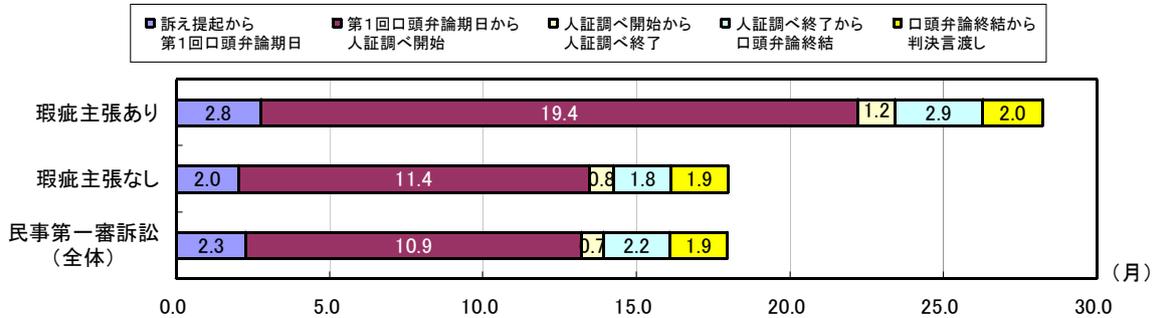
## 2.3.2 建築関係訴訟の長期化要因

### 専門的知見の不足による争点整理の長期化

建築関係訴訟では、争点の整理に建築に関する専門的知見を要するため、当事者や裁判所に専門的知見が不足する場合には、争点整理が長期化する。この点、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、より高度な専門的知見が要求されることが多いと考えられるので、瑕疵主張の有無別に統計

データをみると、瑕疵主張のある建築関係訴訟（人証調べを実施して判決で終局した事件）では、瑕疵主張のない建築関係訴訟よりも、平均争点整理期間が著しく長い（【図36】）。

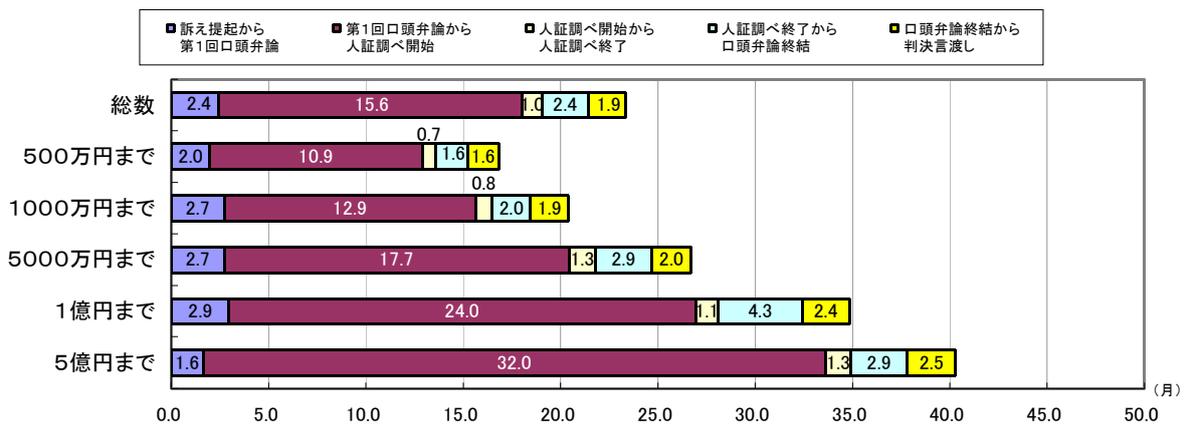
【図36】 人証調べを実施して判決で終局した事件における各手続段階の平均期間の状況（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟（全体））



### 争点多数

建築関係訴訟では、当事者の主張する建物の瑕疵が多岐にわたり、あるいは報酬請求の根拠となる追加・変更工事による部分として建物内のあらゆる箇所が主張されるため、争点が多くなり、争点整理が長期化する。この点、建築関係訴訟では、瑕疵や追加・変更工事の箇所等、争点が増えるにつれて訴額が増える場合が多いと考えられるところ、統計データでは、訴額が増えるに従い、平均審理期間、とりわけ平均争点整理期間が長くなっている（【図37】）。

【図37】 人証調べを実施して判決で終局した事件における訴額別の各手続段階の平均期間の状況（建築関係訴訟）



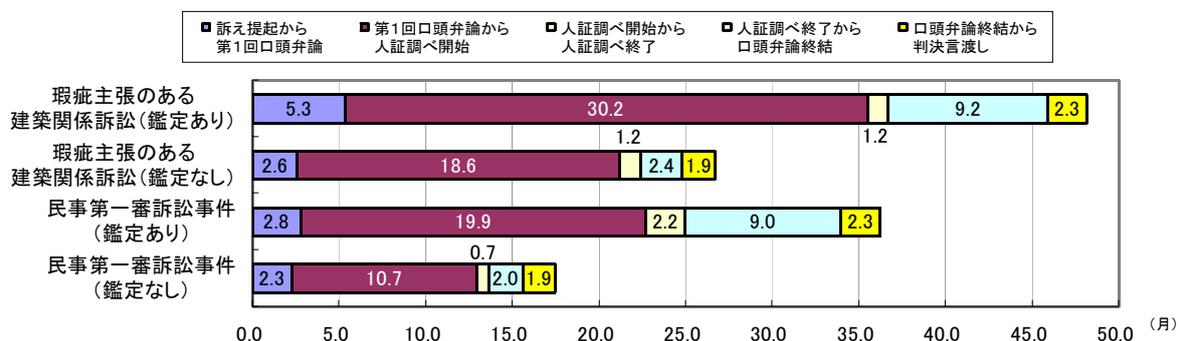
## 客観的証拠の不足

建築関係訴訟では、契約書等の客観的証拠が不足する場合が多い。この点、最高裁判所建築関係訴訟委員会が平成15年6月に発表した中間取りまとめによれば、東京地裁では、契約書のない事件が54%、見積書のない事件が54%、設計図書のない事件が73%となっており、平成20年12月に同地裁の建築専門部の裁判官から聴き取ったところでも、状況は改善されていないようである。このような場合には多くの関係者を人証として取り調べたり、間接的な事情に基づく立証をしたりするため、審理が長期化する。実際に、建築関係訴訟では、人証調べ実施率が高く、人証調べ実施事件での平均人証数もやや多い（瑕疵主張のある建築関係訴訟につき前掲【表35】）。

## 鑑定の長期化

建築関係訴訟では、鑑定に時間を要して審理が長期化することがある。この点、人証調べを実施して判決で終局した瑕疵主張のある建築関係訴訟をみると、鑑定を実施した事件の平均審理期間は48.1月と長い（【図38】）。

【図38】 人証調べを実施して判決で終局した事件における鑑定の有無別の各手続段階の平均期間の状況（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



なお、鑑定の手続段階ごとにみた長期化要因は、前記2.1.2.3(2)のとおりである。建築関係訴訟では、瑕疵主張の項目が多数にわたること、鑑定方法の検討が困難であること等から、鑑定書提出までに時間を要する。また、鑑定の結果、新たに瑕疵が判明する場合があること等から、鑑定書提出後の反論反証にも時間を要する。実際に、建築訴訟の平均鑑定期間（鑑定採用決定から鑑定書提出までの期間）及び鑑定書提出から口頭弁論終結までの期間は、医事関係訴訟より長い（前掲【図19】）。

## 感情的対立

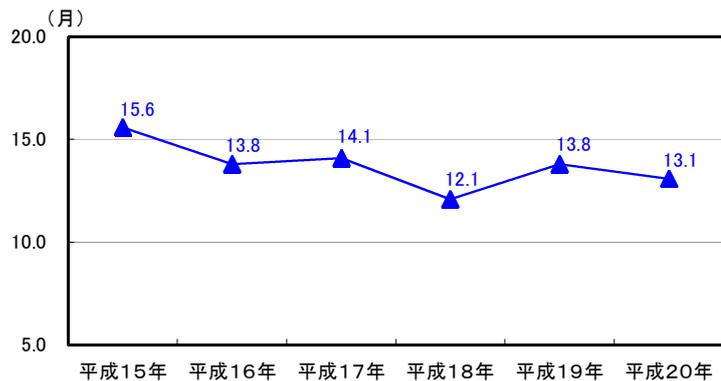
建築関係訴訟では、施主の建物に対する思い入れが強く、不満をすべて瑕疵として主張する場

合があるとの指摘もあるなど、当事者間の感情的な対立が激しい。この点、瑕疵主張のある建築関係訴訟では、上訴率（36.5%）や上訴事件割合（10.8%）が高くなっており（前掲【表33】）、当事者間の感情的対立が激しいことがうかがわれる。

## 2.4 知的財産権訴訟の概況及び長期化要因

### 2.4.1 知的財産権訴訟の概況

本件調査期間に終局した知的財産権訴訟の平均審理期間は13.1月である（【図39】）。なお，平成16年は13.8月，第2回調査期間に当たる平成18年は12.1月であった。



概況をみると，民事第一審訴訟事件と比較して，審理期間が2年を超える事件の割合が14.1%と高い（【表40】）。また，判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが（判決終局事件の90.6%），和解で終局した事件の割合も44.7%と高い（【表41】）。さらに，双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も73.9%と高く（【表42】），上訴率も41.7%と高い（【表43】）。

【表40】 審理期間別の事件数及び事件割合(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	176 31.5%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	139 24.9%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	165 29.5%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	68 12.2%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	11 2.0%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	-	296 0.2%	233 0.3%

【表41】 終局区分別の事件数及び事件割合(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

終局区分	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	192 34.3%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	174 90.6%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	250 44.7%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	97 17.4%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	20 3.6%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表42】 訴訟代理人の選任状況(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等以外)
双方に 訴訟代理人	413 73.9%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ 訴訟代理人	95 17.0%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ 訴訟代理人	24 4.3%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	27 4.8%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表43】 上訴率及び上訴事件割合(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等以外)
上訴率	41.7%	14.7%	14.6%
上訴事件割合	14.3%	4.8%	7.0%

審理の状況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が8.0回と多く、中でも平均争点整理期日回数が6.1回と多いが、平均期日間隔は1.6月と短い。争点整理実施率は73.2%と高い(【表44】)。人証調べ実施率は11.8%であり、やや低い(【表45】)。

【表44】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	8.0	3.4	4.5
平均口頭弁論 期日回数	1.9	1.7	2.2
平均争点整理 期日回数	6.1	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.6	1.9	1.8
争点整理実施率	73.2%	30.2%	37.6%

【表45】 人証調べ実施率及び平均人証数(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

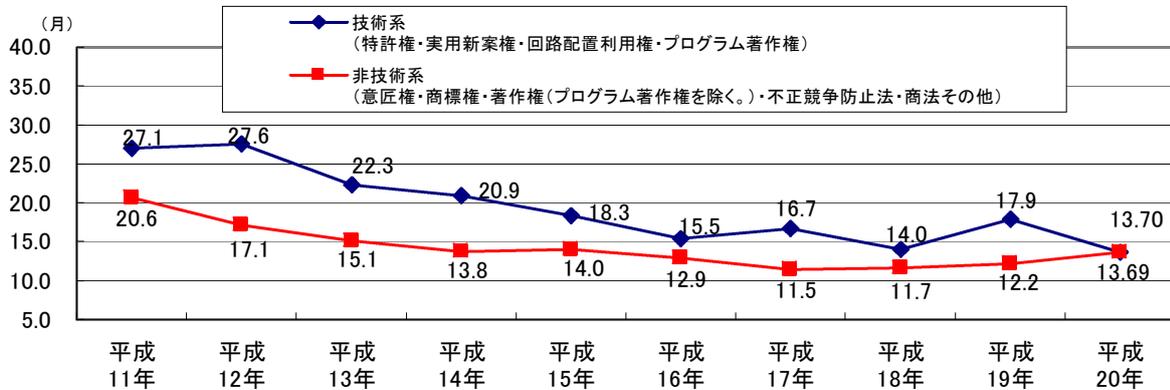
事件の種類	知的財産権 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率	11.8%	12.3%	19.5%
平均人証数	0.4	0.3	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.2	2.8	2.8

## 2.4.2 知的財産権訴訟の長期化要因

### 技術に関する専門的知見の必要性

知的財産権訴訟のうち特許権侵害訴訟等の技術的事項が問題となることの多い類型の事件(技術系の事件)では、審理をするに当たっては技術に関する専門的知見を要するため、審理が長期化する。この点、技術系の事件の方が、その余の知的財産権訴訟よりも平均審理期間が長い(【図

【図46】 技術系・非技術系別の平均審理期間の推移(知的財産権訴訟)

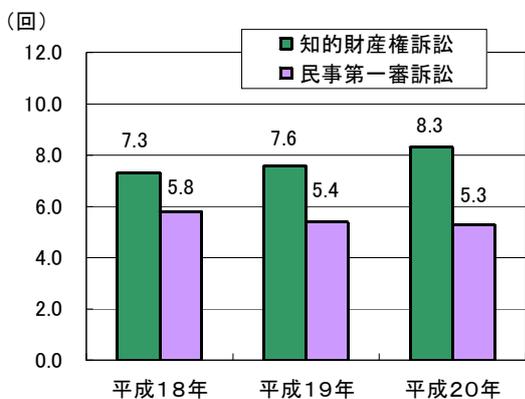


※ 図の数値は、各庁からの報告に基づくものであり、概数である。

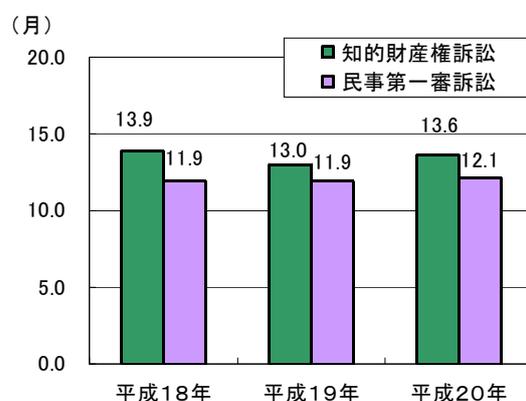
### 評価のないし規範的要件に関する争点

知的財産権訴訟では、例えば、特許権侵害訴訟において、被告の製品が原告の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして原告の発明の技術的範囲に属するといえるかや、原告の発明が新規性や進歩性を欠くかなどといった評価を伴う規範的要件に関する事項が争点となることが多い。このような場合、その評価をめぐる多くの事実が主張されるなどして争点整理が長期化する。この点、争点整理を実施した事件における争点整理期日の平均回数は、知的財産権訴訟の方が、民事第一審訴訟事件よりも多く(【図47】)、争点整理を実施して人証調べを実施した事件における平均争点整理期間は、知的財産権訴訟の方が、民事第一審訴訟事件よりも長い(【図48】)。

【図47】 争点整理実施事件における平均争点整理期日回数 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



【図48】 争点整理を実施し、人証調べを実施した事件における平均争点整理期間 (知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



## 証拠の偏在

特許権侵害訴訟では、被告の行為によって原告が受けた損害を直接立証するのが困難であることが多い。この点、平成10年改正前の特許法102条では、侵害行為により被告の得た利益が原告の被った損害と推定されていたところ、被告の得た利益（被告の製品の販売個数に被告の単位数量当たりの利益額を乗じたもの）に関する資料等は、被告が保有しているため、被告が任意にこれらの資料を提出しない場合には、審理に時間を要するという問題があった。その後、平成10年に同条が改正され、被告の製品の販売個数に、原告の単位数量当たりの利益額を乗じたものを上記損害として請求することが認められたが、被告の製品の販売個数に関する資料は被告が保有する情報であるから、この点に関する証拠の偏在の問題は完全に解消されたわけではない。

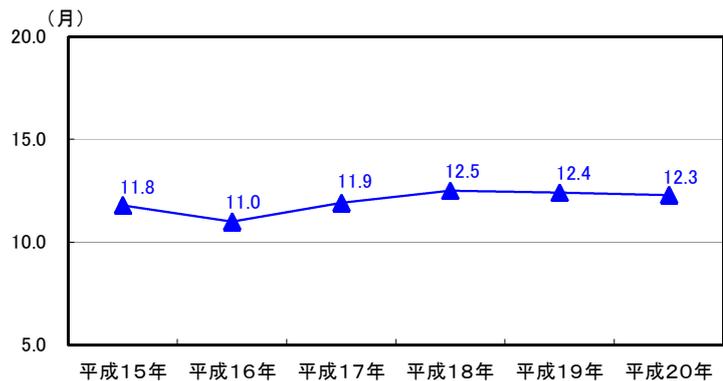
## 無効審判手続等の係属

従来、裁判所は、特許権侵害訴訟において特許の有効性を判断することはできないとされていたため、特許権侵害訴訟と並行して特許無効審判手続等が行われている場合には、審判手続の進行をみながら訴訟の進行を図る必要があるため、審理が長期化する傾向にあった。この点、特許権侵害訴訟においては、最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁（いわゆるキルビー判決）の法理を発展的に明文化した平成16年改正後の特許法104条の3により、裁判所が訴訟において特許が無効か否かを判断できるようになった（なお、商標法（39条）や意匠法（41条）等でも、特許法104条の3が準用されている。）。しかし、無効審判請求に対して「特許請求の範囲」（クレーム）の訂正請求が出された場合には、無効審判の審決の確定まで訂正の可否が確定しないため、審判の帰すうを見極めることが相当と考えられる場合があるほか、被告が無効の抗弁を主張したり、原告が無効の抗弁に対抗してクレームの訂正の主張を繰り返したりして、その審理、判断に時間を要する場合があります。このような場合には、審理が長期化する。

## 2.5 労働関係訴訟の概況及び長期化要因

### 2.5.1 労働関係訴訟の概況

本件調査期間に終局した労働関係訴訟の平均審理期間は12.3月である(【図49】)。なお、平成16年は11.0月、第2回調査期間に当たる平成18年は12.5月であった。



概況をみると、民事第一審訴訟事件と比較して、審理期間が2年を超える事件の割合が8.5%とやや高い(【表50】)。また、判決で終局した事件のうち対席事件の割合が高いが(判決終局事件の89.6%)、和解で終局した事件の割合も53.5%と高い(【表51】)。さらに、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合も72.5%と高く(【表52】)、上訴率も39.3%と高い(【表53】)。

【表50】 審理期間別の事件数及び事件割合(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	657 30.8%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	623 29.2%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	670 31.4%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	134 6.3%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	42 2.0%	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	5 0.2%	296 0.2%	233 0.3%

【表51】 終局区分別の事件数及び事件割合(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

終局区分	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
判決	713 33.5%	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	639 89.6%	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	1,140 53.5%	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	208 9.8%	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	70 3.3%	4,667 2.4%	2,860 3.3%

【表52】 訴訟代理人の選任状況(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	1,544 72.5%	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	234 11.0%	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	208 9.8%	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	145 6.8%	48,232 25.1%	18,170 20.8%

【表53】 上訴率及び上訴事件割合(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	39.3%	14.7%	14.6%
上訴事件割合	13.1%	4.8%	7.0%

審理の状況を見ると、民事第一審訴訟事件と比較して、平均期日回数が7.3回と多い。争点整理実施率は69.2%、人証調べ実施率は39.3%といずれも高い(【表54】【表55】)。

【表54】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	7.3	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	3.0	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	4.3	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.7	1.9	1.8
争点整理実施率	69.2%	30.2%	37.6%

【表55】 人証調べ実施率及び平均人証数(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	39.3%	12.3%	19.5%
平均人証数	1.3	0.3	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.4	2.8	2.8

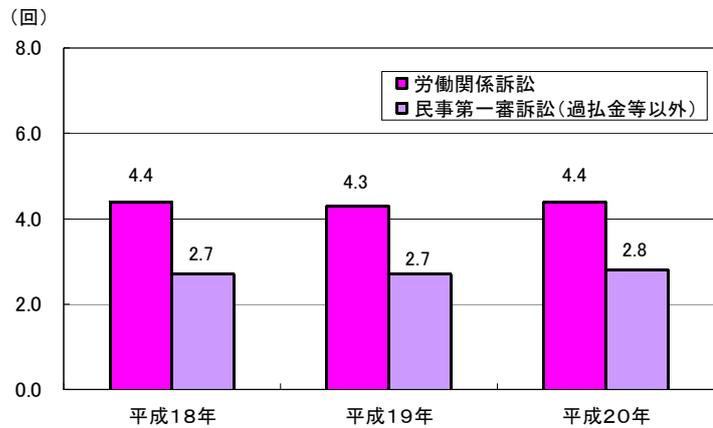
## 2.5.2 労働関係訴訟の長期化要因

### 判断の質的、量的困難性

労働関係訴訟では、例えば、整理解雇の有効性を巡って人員削減の必要性や手続の相当性といった評価を伴う規範的要件に関する事項が争点となることが多い。このような場合、その評価を伴う判断が難しく、法令、判例、通達等に関する専門的知識のほか、昇格制度や賃金制度等の雇用の実態等に対する理解も必要となる。また、労働関係訴訟では、原告側(労働者側)と被告側(使用者側)の間で一定期間雇用関係が継続しているのが通常であるため、長期間にわたる多数の具体的事実が主張されることが多く、このような場合には、主張及び反論のために時間を要す

る。この点、労働関係訴訟のうち【図56】  
 欠席判決を除いたものをみると、  
 民事第一審訴訟（過払金等以外）  
 よりも争点整理期日回数が多い  
 （【図56】）。このように、労働関  
 係訴訟では、質的にも量的にも判  
 断の困難な点が争点となることが  
 多く、このような場合には、審理  
 が長期化する。

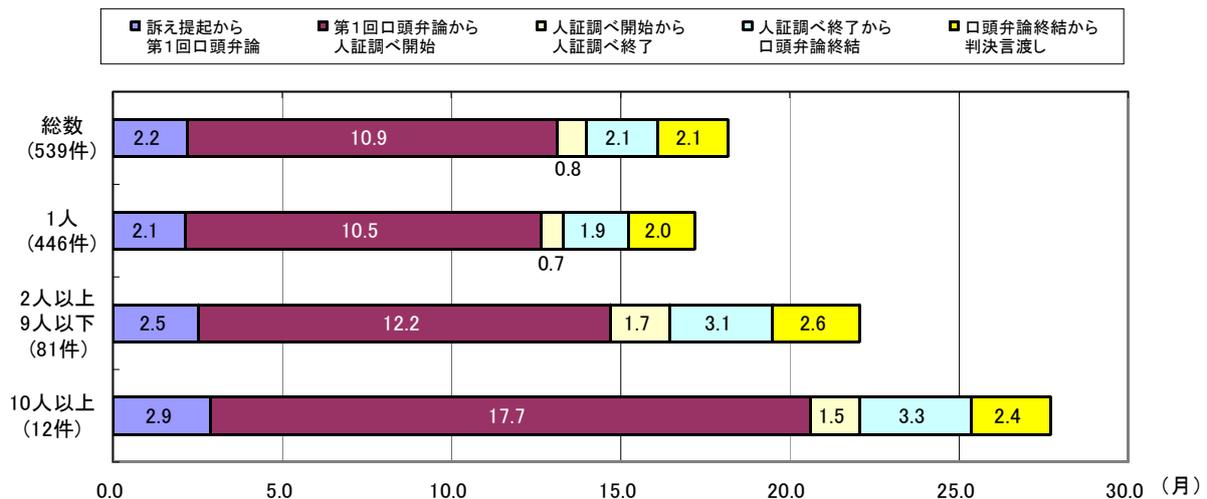
【図56】 平均争点整理期日回数  
 （労働関係訴訟及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



### 原告多数

労働関係訴訟では、原告が多数の場合が多いが、このような場合、原告に共通する事情（例えば、整理解雇事案では、人員削減の必要性等）と各原告の個別事情（原告を整理解雇の対象とした人選の合理性等）の双方が争点となることが多いため、審理が長期化する。この点、人証調べを実施して判決で終局した労働関係訴訟では、原告の人数が多いほど、平均審理期間、特に平均争点整理期間が長い（【図57】）。

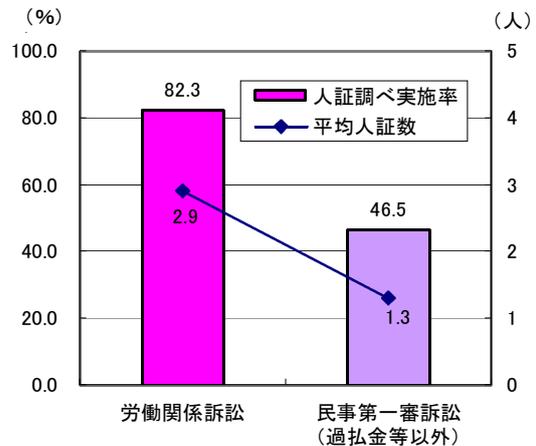
【図57】 人証調べを実施して判決で終局した事件における原告の人数別の各手続段階の平均期間の状況  
 （労働関係訴訟）



## 立証の困難性

労働関係訴訟では、タイムカードや賃金に関する記録等の基本的な証拠が、被告側（使用者側）に偏在しているため、文書の開示を巡る争いに時間を要するほか、開示された証拠の正確性を巡って争いになることもあり、このような場合には人証調べを行うなどして審理が長期化する。また、長期間にわたる多数の具体的事実を立証する証拠が存在しない場合も多く、このような場合にも人証調べを行うなどして審理が長期化する。この点、判決で終局した対席事件をみると、労働関係訴訟では、民事第一審訴訟事件よりも人証調べ実施率が高く、平均人証数も多い（【図58】）。

【図58】 対席判決事件における人証調べ実施率及び平均人証数（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



## 当事者間の対立

労働関係訴訟では、原告側（労働者側）にとっての裁判の目的が、当該事案の解決のみならず、原告の名誉を回復することや被告側（使用者側）の行為の不当性を広く社会に訴えることにある場合があるなど、当事者間の対立が激しい。この点、労働関係訴訟では、上訴率（39.3%）や上訴事件割合（13.1%）が高い（前掲【表53】）など、当事者間の対立が激しいことがうかがわれる。

## 3 刑事訴訟事件に関する分析

### 3.1 刑事訴訟事件の概況

#### 刑事通常第一審事件の概況

本件調査期間における刑事通常第一審事件の概況は【表1】のとおりである。

終局人員は、6万7644人であり、その平均審理期間は2.9月である。平均審理期間は、近年はほぼ横ばいであったが、平成16年（3.2月）及び平成18年（3.1月）から若干短縮化された。平均審理期間の内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.5月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である。

【表1】 刑事通常第一審事件の概況データ

終局人員		67,644
平均審理期間(月)	注1	2.9
	受理から第1回	1.5
	第1回から終局	1.4
2年超の事件の割合(%)		0.2
平均開廷回数(回)	注2	2.5
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)		1.1
	注3 (第1回から終局まで)	0.5
平均取調べ証人数(人)		0.8
平均証人尋問公判回数(回)	注4	1.2
平均被告人質問公判回数(回)	注5	1.1
否認率(%)		7.2
弁護士選任率(%)		98.7
国選弁護士選任率(%)	注6	77.3
私選弁護士選任率(%)	注6	24.7
外国人(要通訳)率(%)		6.5
鑑定実施率(%)		0.2
検証実施率(%)		0.1

注1: 審理期間とは、これまでの報告書と同様、事件の受理の日から終局の日までの期間(併合事件がある場合は最初の事件を受理した日から終局までの期間)をいう。多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。

注2: 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した(以下、特に断らない限り同様である。)

注3: 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう(以下、特に断らない限り同様である。)

注4: 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した(以下、特に断らない限り同様である。)

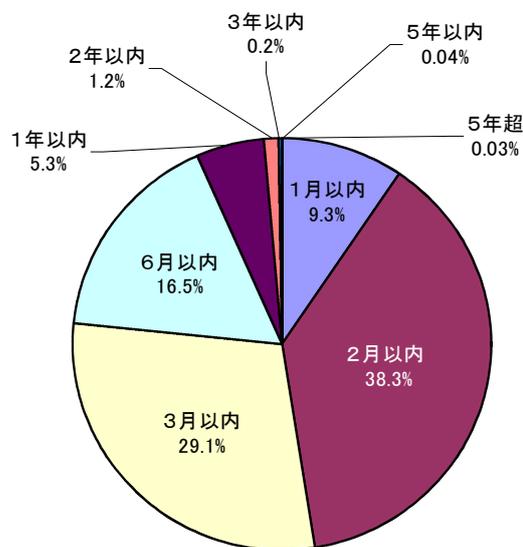
注5: 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した(以下、特に断らない限り同様である。)

注6: 国選弁護士と私選弁護士が同時に付いた事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

審理期間が3月以内の事件の割合は76.7%と高く、2年を超える事件の割合が0.2%(147人)と低い(【図2】)。第1回調査期間では、審理期間が3月以内の事件の割合が73.0%、2年を超える事件の割合が0.3%、第2回調査期間では、3月以内の事件の割合が74.2%、2年を超える事件が0.3%であり、3月以内の事件の割合が増加傾向にある。

審理の状況をみると、平均開廷回数は2.5回であり、8割を超える事件が3回以内で終局している。また、平均開廷間隔は1.1月、平均取調べ証人数は0.8人、否認率<sup>\*4</sup>は7.2%、弁護人選任率は98.7%、通訳人を付した事件の割合は6.5%である。

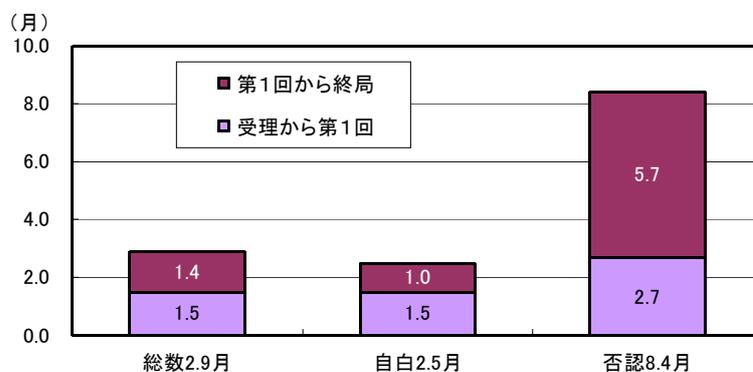
【図2】 審理期間の分布



### 否認事件の審理の概況

本件調査期間に終局した否認事件の平均審理期間は8.4月であり、自白事件の平均審理期間(2.5月)の3倍以上である(【図3】)。また、審理期間別の否認率は、1年を超え2年以内の事件が7割以上、2年を超え3年以内の事件が9割以上、3年を超え5年以内の事件が8割以上となっており、審理期間の長い事件では否認事件の割合が高い。

【図3】 自白・否認別の平均審理期間



本件調査期間における否認事件の概況をみると、平均開廷回数は6.3回であり、刑事通常第一審事件の2倍以上である。これに対し、平均開廷間隔は1.3月であり、刑事通常第一審事件とそれほど差はない。また、平均取調べ証人数は2.5人、証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数は2.4回(刑事通常第一審事件の総数では1.2回である。)、被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数は1.8回である(同1.1回)。

\*4 公訴事実の全部又は一部が否認され、又は、公訴事実は認めるものの正当防衛等の犯罪の成立を妨げる事情や刑の減免事由が主張される事件の比率をいう。

## 3 . 2 公判前整理手続を中心とした

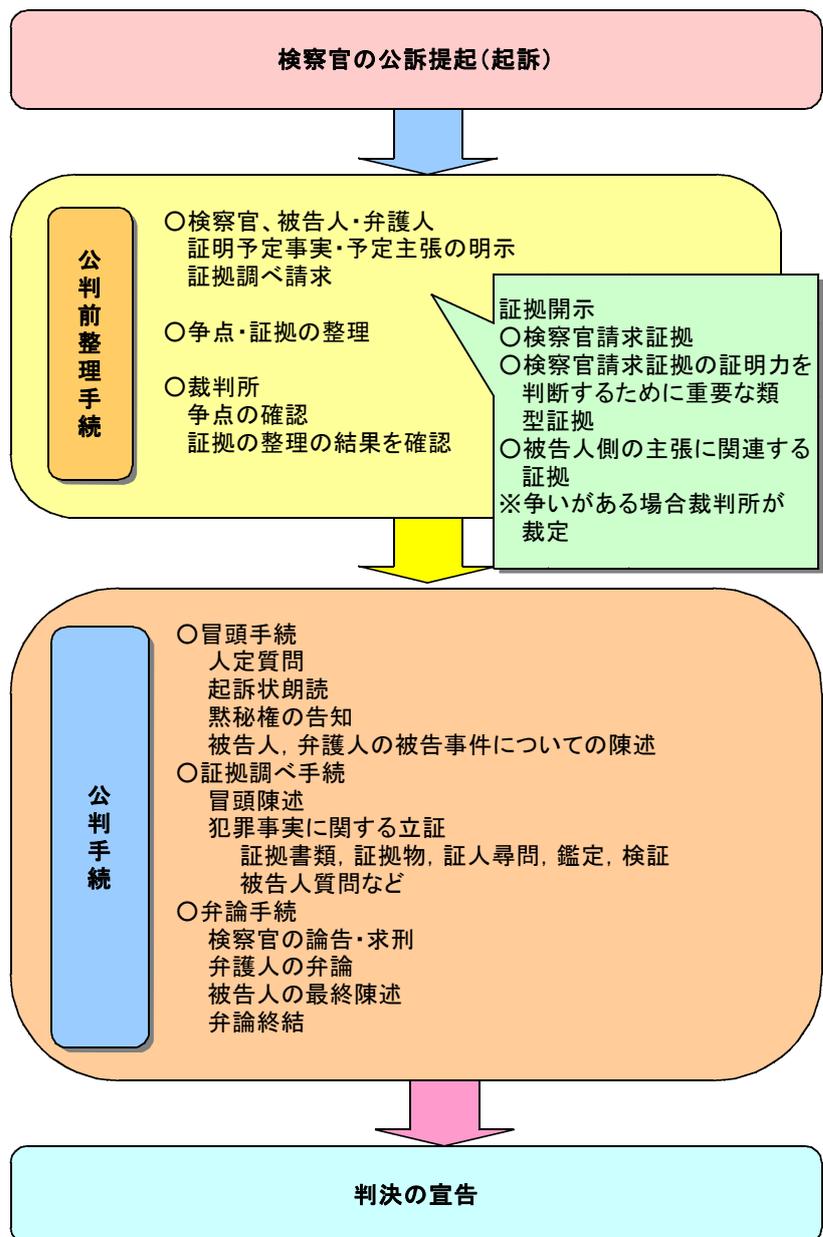
# 刑事訴訟事件の審理状況

### 公判前整理手続を中心とした刑事訴訟手続の流れ

公判前整理手続は、平成16年5月に成立した刑事訴訟法等の一部を改正する法律によって導入された手続であり、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために実施されるものである。

公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況の分析に先立って、同手続に付された事件の手続の流れをみると、まず、検察官の公訴提起を受けた裁判所は、充実した公判審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため必要があると認める場合、事件を公判前整理手続に付する。公判前整理手続では、当事者双方から主張が明示されるとともに、その主張を証明するための証拠の取調べが請求される。また、検察官が、被告人又は弁護人からの請求により一定の類型に該当する証拠を開示するなど、証拠開示のやりとりがされる。このような主張明示や

【図4】 刑事訴訟手続の流れ



証拠開示を通じて、主張の追加、変更等を行ったり、証拠の必要性を吟味したりして、争点及び

証拠の整理を更に深める。裁判所は、証拠の採否を決定するとともに、公判の審理計画を定め、最後に、争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

### 公判前整理手続を中心とした刑事訴訟事件の審理状況

今回の検証作業では、公判前整理手続が審理期間等にどのような影響を及ぼしているかという視点から、主として重大事件である裁判員裁判対象事件につき、公判前整理手続を軸とした刑事訴訟事件の審理状況について分析した。

まず、本件調査期間における公判前整理手続の実施状況をみると、公判前整理手続に付された人員は、刑事通常第一審事件【表5】公判前整理手続に付された終局人員

の総終局人員（6万7644人）中の3.1%（2104人）であった（【表5】）。このうち否認事件で公判前整理手続に付された人員は、刑事通常第一審事件の否認事件の総終局人員（4895人）中の20.2%（991人）であった。

区分 年次	終局人員	公判前整理手続に付された人員			
		自白	否認	その他	
平成20年	67,644	(3.1) 2,104	(1.6) 1,105	(1.5) 991	(0.01) 8

- (注)1 ( )内は終局人員に対する割合(%)である。  
 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。  
 3 その他の8人は公判前整理手続に付されたが、公判が1度も開かれずに公訴棄却、正式裁判請求取下げ、移送等で終局した人員である。  
 4 公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が75人ある。

また、裁判員裁判対象事件【表6】公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件の終局人員

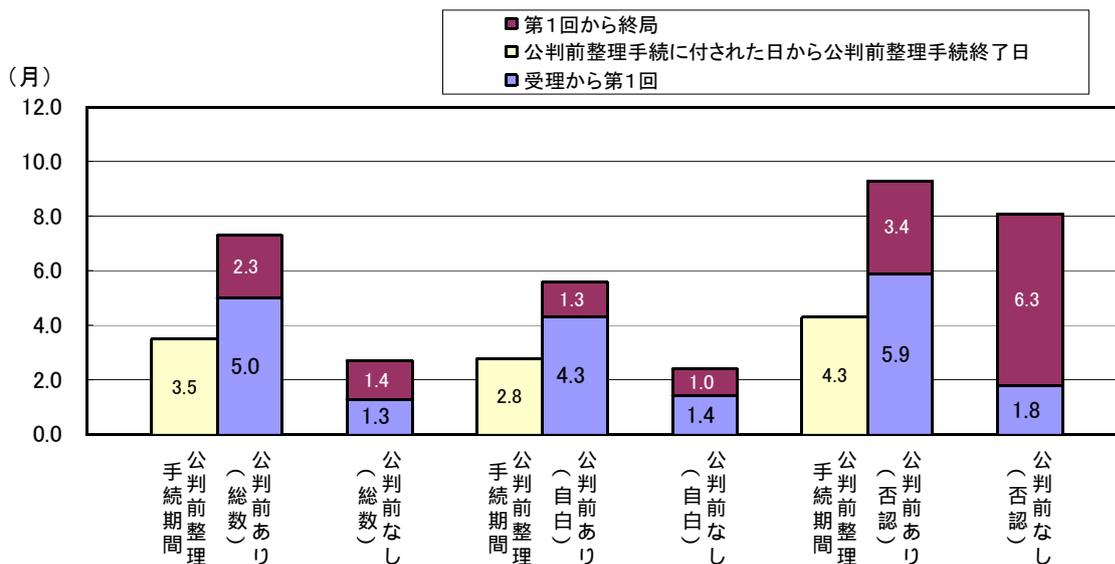
で公判前整理手続に付された人員は、刑事通常第一審事件の裁判員裁判対象事件の総終局人員（2208人）中の81.0%（1788人）であった（【表6】）。このうち、否認事件で公判前整理手続に付された人員は、上記裁判員裁判対象事件の否認事件の総終局人員（904人）中の83.5%（755人）であった。

区分 年次	終局人員	公判前整理手続に付された人員		
		自白	否認	その他
平成20年	裁判員裁判対象事件	(57.3) 1,265	(40.9) 904	(1.8) 39
	うち 公判前整理手続に付された人員	(81.0) 1,788	(46.5) 1,026	(34.2) 755

- (注)1 ( )内は終局人員に対する割合(%)である。  
 2 終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。  
 3 その他の7人は公判前整理手続に付されたが、公判が1度も開かれずに公訴棄却、正式裁判請求取下げ、移送等で終局した人員である。

本件調査期間における平均審理期間をみると、まず、刑事通常第一審事件全体では、総数及び自白事件のみならず否認事件においても、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間が長い（【図7】）。

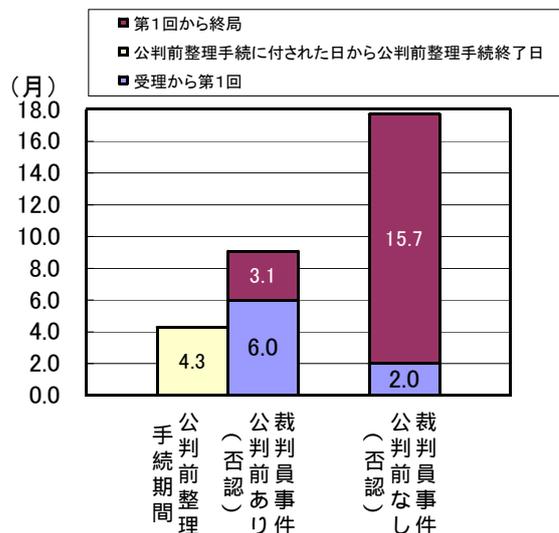
【図7】 公判前整理手続の有無別及び自白否認別の平均審理期間



(注) 総数には、被告事件についての陳述に入らずに移送等で終局した事件を含む(「公判前あり」が2,104人中8人(0.4%), 「公判前なし」が65,540人中995人(1.5%))。総数からこれらの事件を除いた受理から終局までの平均審理期間は、「公判前あり」が7.3月(受理から第1回が5.0月, 第1回から終局が2.3月), 「公判前なし」が2.8月(受理から第1回が1.4月, 第1回から終局が1.4月)となる。

もっとも、否認事件で公判前整理手続に付された事件の大部分が、審理に時間を要する合議事件である(991人中880人)のに対し、否認事件で公判前整理手続に付されなかった事件の大部分は、通常はそれほど時間を要しない単独事件である(3904人中3249人)。このように否認事件の公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件とでは、内訳となる事件の性質が異なっているため、両者を単純に比較するのは相当ではない。そこで、重大事件である裁判員裁判対象事件の否認事件をみると、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間が短い(【図8】)。

【図8】 公判前整理手続の有無別の平均審理期間(裁判員裁判対象事件・否認)

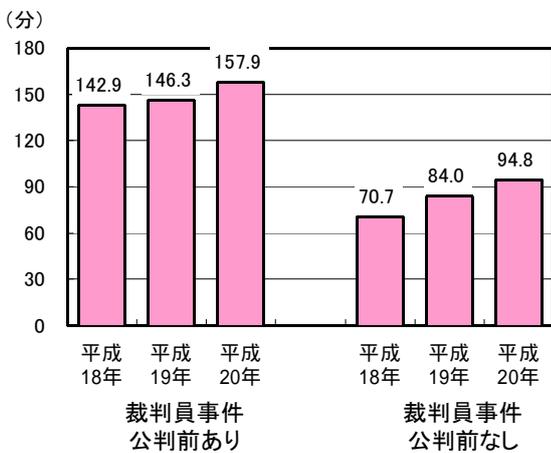


さらに、裁判員裁判対象事件の否認事件においては、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均開廷回数も少なく、第1回公判から終局までの期間(実審理期間)における開廷間隔も短い上、取調べ証人数も少なく、証人尋問及び被告人質問のための公判期日

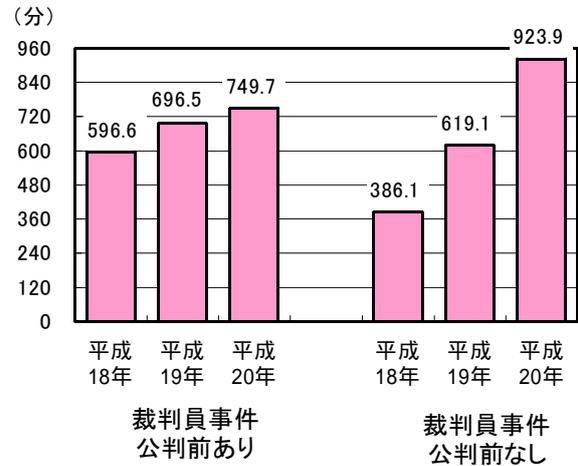
の回数も少なくなっている。開廷時間をみると、公判期日等1回当たりの平均開廷時間は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも格段に長くなっており（【図9】）、公判前整理手続に付された事件では、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われていることがうかがわれる。

終局人員1人当たりの平均開廷時間をみると、平成20年は、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも短くなっており（【図10】）、公判前整理手続によって争点や証拠を適切に整理するという同手続の目的とする効果が現れ始めていることもうかがわれる。

【図9】 公判前整理手続の有無別及び自白否認別の公判期日等1回当たりの平均開廷時間  
(裁判員裁判対象事件・否認)

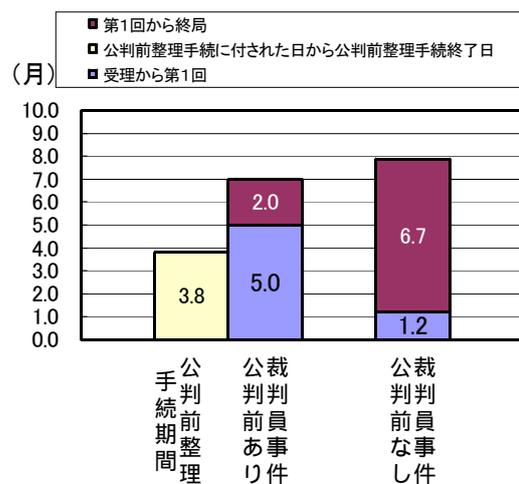


【図10】 公判前整理手続の有無別及び自白否認別の終局人員1人当たりの平均開廷時間  
(裁判員裁判対象事件・否認)



もっとも、公判前整理手続に付されなかった事件の中に、同手続に関する規定が施行される前から係属していた事件も含まれているため（開廷時間に関するデータを除く。）、公判前整理手続に付されなかった事件に関するデータは、このような制度施行前の事件の影響を強く受けている可能性も考えられる。そこで、1年以内終局否認事件に限定して、公判前整理手続に付された事件と付されなかった事件とを比較してみたところ、限定しない場合よりも平均審理期間等の差は縮まっている（【図11】）。以上のとおり、公判前整理手続に付された事件の方が、付されなかった事件よりも平均審理期間等が短いなどといった傾向は、確定的なものとも

【図11】 公判前整理手続の有無別の平均審理期間  
(1年以内終局・裁判員裁判対象事件・否認)



ではいい難い現状にある。

また、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象事件について、平成18年から平成20年までの経年変化をみたところ、平均審理期間は年々長くなっており、公判前整理手続の平均期間も年々長くなるという傾向が認められた（【図12】）。このことは、自白事件や1年以内終局否認事件に限定してみても同じであった。もとより、平成18年から平成20年にかけて、公判前整理手続に付するかどうかに関する運用や公判前整理手続の進行等に関する運用が大きく変わっていることから、以上の傾向が、安定した実務運用に基づく確定的な傾向であるとはいえない

ため、今後の動向にも注視していく必要がある。また、公判前整理手続の期間に影響を及ぼす要因についても、確定的な結論を出すには時期尚早であるが、少なくとも現時点では、追起訴の有無や証拠開示に伴う事務等が公判前整理手続の期間に影響を及ぼす一事情となっているように考えられるところである。

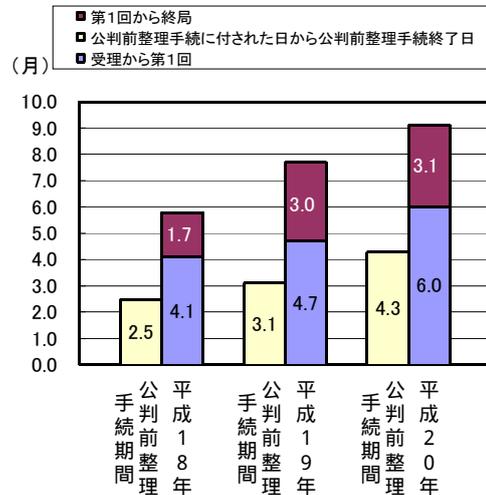
以上のとおり、公判前整理手続に付された事件では、連日的開廷に準じた集中的な審理が行われている一方、公判前整理手続に要する期間が長くなる兆候もみられる。もとより、現時点で、公判前整理手続の効用や問題点を述べるのは時期尚早であり、相当ではない上、平成21年5月から施行された裁判員制度が平均審理期間に影響を与えることも予想されることから、今後とも、多角的な検討を続ける必要がある。

### 開廷時間に着目した分析

裁判員裁判では、実審理期間が大幅に短くなる一方で、公判期日1回当たりの開廷時間は大幅に長くなると予想されることから、刑事訴訟事件の審理期間の状況をみるに当たっては、開廷回数や開廷間隔のみならず、開廷時間も一つの重要な指標となる。そこで、今回の検証では、開廷時間に影響を与える要因についても検討するため、殺人、強盗致傷等の主な裁判員裁判対象事件を対象として、開廷時間のほか、公訴事実の数、取り調べた証拠の数、証人尋問の時間等のデータを収集して分析することとした。

まず、複雑困難な事件とはいえないにもかかわらず、開廷時間が長い事件の抽出を試みた。一般には、証人数が多い事件ほど複雑困難な事件であると考えられることから、証人数が少ないに

【図12】 公判前整理手続に付された人員の平均審理期間（裁判員裁判対象事件・否認）



もかかわらず開廷時間が長い類型の事件を抽出したところ、その割合は、全事件の32.8%（198人）であった。

次に、上記類型の事件について、取調べ証拠数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係、取調べ証拠数と公訴事実数の関係（自白・否認別）、公訴事実数と証人尋問時間・被告人質問時間の関係（自白・否認別）を分析した。その分析結果の主なものを示すと、まず、の点について、取調べ証拠数が40個以下であるにもかかわらず、証人尋問時間・被告人質問時間が120分を超えるものは、それぞれ、全体の17%、15%であった。また、の点について、公訴事実の数が少ないにもかかわらず、取調べ証拠数が非常に多いという事件はほとんど見当たらなかった。最後に、の点について、公訴事実が2個以下で被告人質問時間が60分を超えたものは41%と比較的多くみられたが、これは、自白事件でも裁判員裁判対象事件である重大事件では、情状立証のため被告人質問にある程度の時間を要することが少なくないことによるものと考えられる。

以上のとおり、上記類型の事件においても、公訴事実の数が多くないにもかかわらず、取調べ証拠数が多いか、又は証人尋問時間が長いなどといった事件は多くみられることはなかった。しかし、上記分析は、まだ、ごく限られた期間のデータ集積に基づくものであるから、今後とも、このような分析を継続し、開廷時間に影響を与える問題点の有無等について検証していく必要がある。

## 4 家事事件に関する分析

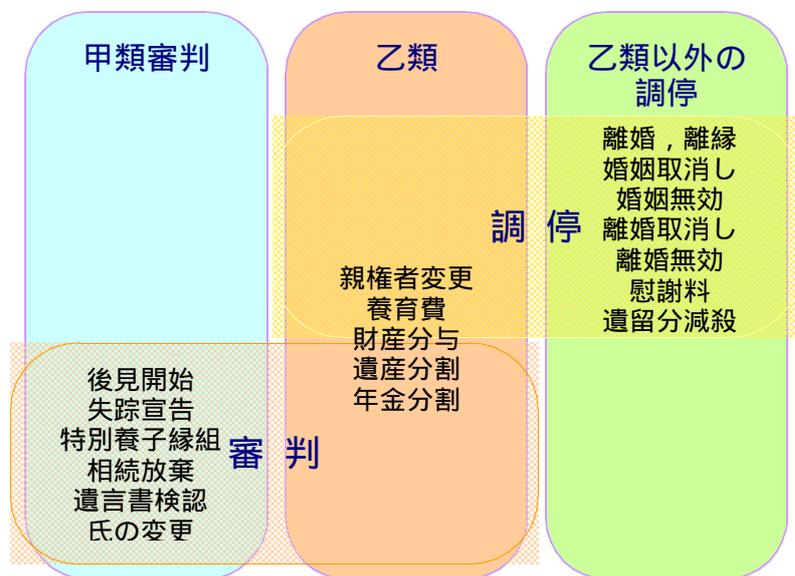
### 4.1 家事事件の概況

#### 家事事件とは

まず、家事事件の種類をみると、家事事件は、家事審判事件と家事調停事件とに大別される。

家事審判事件は、婚姻関係、親子関係、後見、扶養、相続、遺言、戸籍等の家事に関して法律の定める事項について家庭裁判所の許可、判断を求める手続であり、家事調停事件は、家事に関する紛争を当事者の合意により解決することを目的とする手続である。

【図1】 家事事件の種類



家事審判事件には2種類あり、協議、調停が不可能で相手方のいない事項に関するものを甲類審判事件、申立人と相手方との間で協議、調停が可能である事項に関するものを乙類審判事件という。乙類審判事項について調停を申し立てるものが乙類調停事件であり、乙類審判事項以外の家庭に関する事項についての調停事件が乙類以外の調停事件である。

甲類審判事件には、後見開始、失踪宣告、特別養子縁組の成立、相続放棄の申述の受理、遺言書の検認、氏の変更などの事件があり、乙類審判・乙類調停事件には、親権者の変更、養育費の請求、離婚後の財産分与、遺産分割、離婚後の年金分割などの事件がある。

乙類以外の調停事件には、離婚、離縁等の、当事者の合意によってもすることのできる事項に関する一般調停事件と、原因関係についての合意があっても当事者による処分が許されず家庭裁判所の裁判が必要な、婚姻取消し・無効、離婚取消し・無効等の特殊調停事件とが含まれる。

次に、家事審判事件の手続についてみると、家事審判事件は、主に申立人の申立てに基づき、

家庭裁判所が非公開の手続で審理する。訴訟が権利義務関係の有無を確定する手続であるのに対し、審判は、家庭裁判所が、公益的、後見的な見地から、裁量的に権利義務関係の具体的な内容を定めたり、申立ての許否を判断する手続である。

最後に、家事調停事件の手続についてみると、家事調停事件は、申立人の申立てに基づき、原則として調停委員会が、期日を定めて申立人と相手方とを呼び出し、それぞれから事情を聴く非公開の手続である。調停期日は、必要、相当と認められれば続行し、期日に合意ができれば調停が成立し、合意の見込みがなければ調停が成立しないことになる。

### 家事事件全般の概況

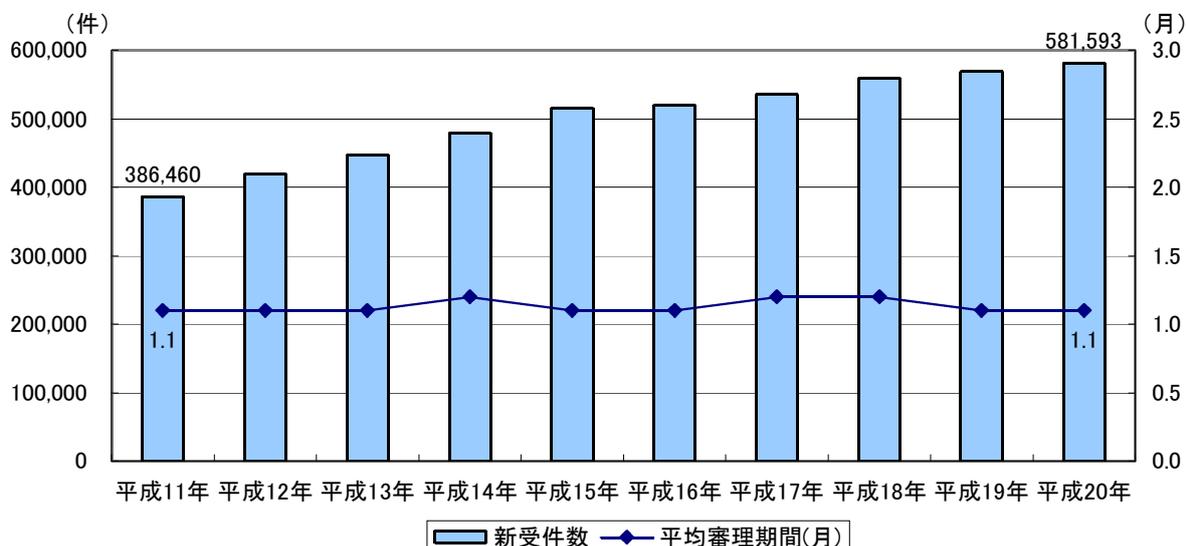
本件調査期間において終局【表2】家事事件の事件数及び平均審理期間

した家事事件の平均審理期間は、事件の種類別にそれぞれ、甲類審判事件が1.1月、乙類審判事件が5.4月、乙類調停事件が5.1月、乙類以外の調停事件

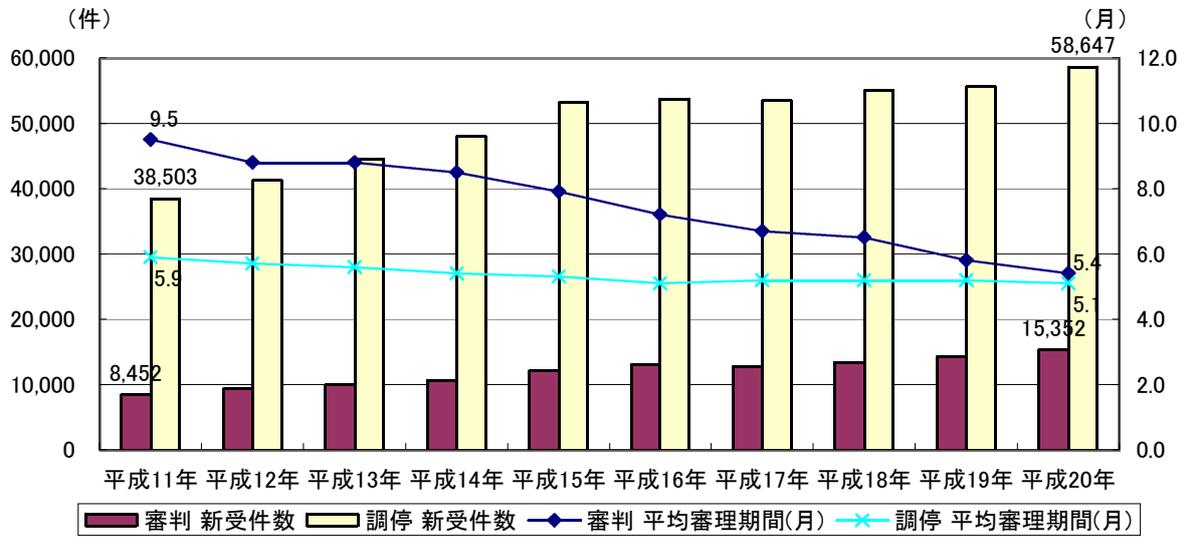
	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
事件数	579,828	15,108	57,745	72,802
平均審理期間(月)	1.1	5.4	5.1	4.3

が4.3月である（【表2】）。平成11年以降の平均審理期間の推移をみると、甲類審判事件については、おおむね1.1月で横ばいであり（【図3】）、乙類審判事件及び乙類調停事件は、いずれも短縮化傾向にあり、特に乙類審判事件の短縮の程度が大きい（【図4】。平成20年の平均審理期間は、平成11年（9.5月）から4.1月短縮した。）。乙類以外の調停事件は、4.2月前後でおおむね横ばいである（【図5】）。

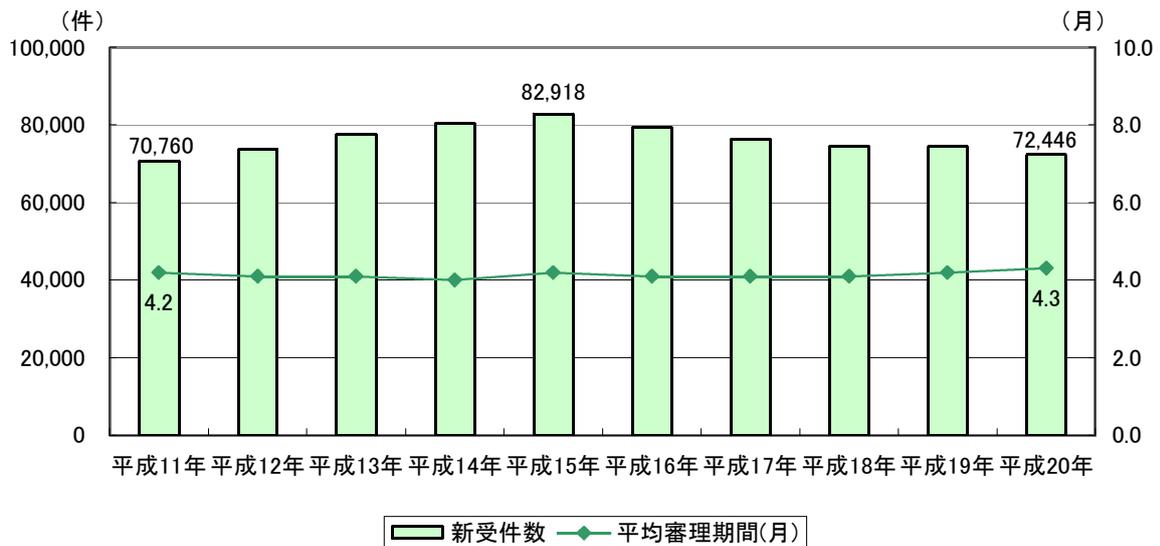
【図3】 甲類審判事件の新受件数と平均審理期間の推移



【図4】 乙類事件の新受件数と平均審理期間の推移



【図5】 乙類以外の調停事件の新受件数と平均審理期間の推移



本件調査期間における家事事件の概況をみると、審理期間が2年を超える事件の割合は、その割合が最も高い乙類審判事件においても2.7%である（【表6】）。

【表6】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
6月以内	568,658 98.1%	11,289 74.7%	43,641 75.6%	59,354 81.5%
6月超 1年以内	8,352 1.4%	2,303 15.2%	9,830 17.0%	11,454 15.7%
1年超 2年以内	2,514 0.4%	1,105 7.3%	3,427 5.9%	1,871 2.6%
2年超	304 0.1%	411 2.7%	847 1.5%	123 0.2%

### 遺産分割事件の概況

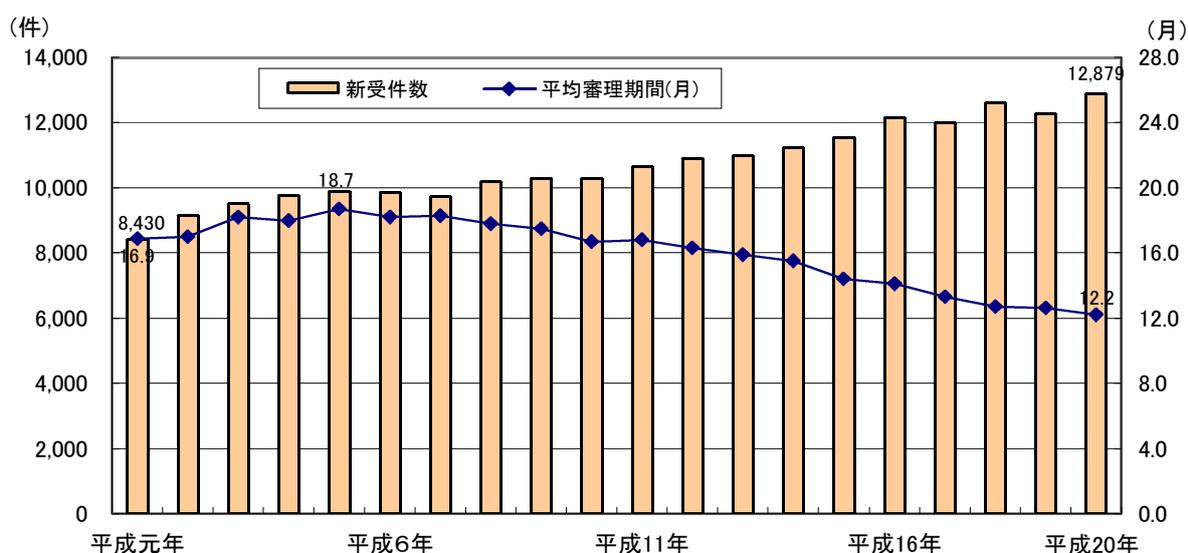
本件調査期間に既済となった遺産分割事件の事件数<sup>5</sup>は、1万0202件である。平均審理期間は12.2月であり、民事第一審訴訟(過払金等以外)より4.1月長い（【表7】）。

【表7】 遺産分割事件の事件数及び平均審理期間（民事第一審訴訟事件との比較）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	10,202	192,246	87,256
平均審理期間(月)	12.2	6.5	8.1

次に、平均審理期間の推移をみると、平成5年をピークに短縮化傾向にある（【図8】）。

【図8】 遺産分割事件の新受件数(審判+調停)と平均審理期間の推移



(注) 新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

\*5 審判、調停の両手続を経た事件についても、これらを通じて1件として計上した数値であり、平均審理期間、平均期日回数及び平均期日間隔等の既済事件に関する統計データは、すべてこの計上方法に基づき計算している。

概況をみると、審理期間が2年を超える事件の割合が10.4%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）と比べて高い（【表9】）。平均当事者数は4.7人と多い。また、6割以上の事件が調停成立で終局しており、認容、却下又は分割禁止の審判に至る事件は、全体の1割に満たない（【表10】）。審理の状況をみると、平均期日回数は6.2回であり、平均期日間隔は2.0月である。

【表9】 遺産分割事件の審理期間別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟事件との比較）

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
6月以内	3,776 37.0%	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超 1年以内	3,134 30.7%	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超 2年以内	2,234 21.9%	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超 3年以内	679 6.7%	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超	379 3.7%	2,074 1.1%	1,574 1.8%

【表10】 遺産分割事件の終局区分別の事件数及び事件割合

調停成立	6,485 63.6%
調停をしない	53 0.5%
取下げ	2,643 25.9%
当然終了	16 0.2%
認容	960 9.4%
却下	37 0.4%
分割禁止	8 0.1%

## 4 . 2 遺産分割事件の長期化要因

### 前提問題等の関連事件待ち

遺産分割事件は、遺産を相続人間でどのように分けるかを定めるものなので、遺産の帰属や相続人の地位等、実体的な権利義務関係が存在することを前提としている。しかし、相続人や遺産の範囲、相続分の割合等といった前提問題が争われる場合には、これらの事項は民事訴訟で解決すべき問題であり、訴えが提起されれば通常は訴訟の結論を待つことになるため、審理が長期化する。この点、大規模庁における長期末済事件のサンプル調査によれば、長期末済事件の多くについて、前提問題に関する関連訴訟が係属しており、前提問題の関連訴訟の結論を待つことが長期化要因となっていることが裏付けられる。

### 付随問題についての調整

遺産分割事件では、被相続人の死亡により、審理対象である遺産分割以外にも、被相続人の葬儀費用の負担や預金の持出し等多くの付随的な問題が生じる。遺産分割事件では、当事者からこのような付随問題も一括して解決するよう求められ、調停で話し合うこともあるが、このような場合には調停で調整すべき事項が増える。また、当事者が付随問題に関する言い分に固執して、遺産分割自体の問題点に関する検討を十分に行えないこともある。これらの場合には、審理が長期化する。この点、ある庁で調停で終局した遺産分割事件を調査したところ、調停条項上付随問題に関する取決めがあった事件の方が、取決めがなかった事件よりも、平均審理期間が半年以上長いという結果が得られた。

### 当事者多数

遺産分割事件では、基本的にすべての相続人が当事者となるため、当事者が多数の場合が多い。また、遺産分割事件では、当事者各人が他のすべての当事者との間で遺産を取り合う関係にあるため、相互に利害が対立する。このように、当事者が多数の場合には、審理が長期化する。この点 統計データ上も、当事者数が多くなるにつれて平均審理期間が長くなる傾向が認められる(【表

11】。

【表11】遺産分割事件の当事者数別の平均審理期間

	総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人以上
平均審理期間(月)	12.2	4.4	10.2	11.6	12.3	12.5	12.7	13.7	15.2

### 物件多数

遺産分割事件では、遺産として主張される物件の数が増えるほど、遺産の範囲が争点となる可能性が高くなるとともに、これらの物件の評価が争点となる可能性も高くなる。したがって、遺産として主張される物件が多数の場合には、審理が長期化する。この点、物件の数が多いほど、遺産の合計価額である遺産額は多くなるのが通常であることから、遺産額と平均審理期間との関係を見ると、遺産額が高くなるほど、平均審理期間が長くなる傾向が認められる（【表12】）。

【表12】遺産分割事件の遺産額別の平均審理期間

	総数	1000万円以下	1000万円超 5000万円以下	5000万円超 1億円以下	1億円超 5億円以下	5億円超	算定不能 -不詳
平均審理期間(月)	13.4	10.1	12.5	17.3	22.4	33.5	13.0

(注) 認容又は調停成立により終局した事件の数値である。

### 特別受益，寄与分についての主張

遺産分割事件では、特別受益及び寄与分の存在が主張されることが多いが、特別受益や寄与分は、単なる被相続人からの贈与や被相続人の財産の増加への寄与では足りず、通常の親族関係に基づいて行われる程度を越えるものでなければならないため、当時の具体的なやり取りを特定するなどの必要がある。しかし、ほとんどの場合は書面等の客観的な資料が作成されていないため、関係者の記憶をたどるなどして過去の事実を解明することになり、審理が長期化する。この点、統計データをみると、調停又は審判で特別受益が考慮された事件の方が、考慮されなかった事件よりも平均審理期間が長い（特別受益が考慮された事件は19.1月、考慮されなかった事件は12.8月である。）。また、調停又は審判で寄与分の定めのある事件の方が、寄与分の定めのない事件よりも平均審理期間が長い（寄与分の定めのある事件は24.5月、定めのない事件は13.1月である。）。

## 感情的対立

遺産分割事件では、家事事件特有の当事者間の感情的な対立が表れることが多く、このことが、当事者間の調整や合理的な主張の整理等を困難にし、審理が長期化する間接的な要因となっている。この点、遺産分割事件の抗告率(21.5%)は、一般に争訟性が高いとされる乙類審判事件(全体で16.1%)の中でもとりわけ高くなっており、当事者間の感情的対立が激しいことがうかがわれる。

## 審理手続パターン別にみた長期化要因

以上で検討した長期化要因のうち、「当事者多数」、「争点多数」及び「特別受益、寄与分についての主張」について、更に審理手続のパターン別に分析を試みた。遺産分割事件の審理手続パターンとしては、調停が申し立てられた場合にそのまま調停が成立して終局するもの(以下「調停のみ型」という。)、調停不成立で審判手続に移行して審判で終局するもの(以下「調停不成立後審判型」という。)、審判が申し立てられた場合に、そのまま審判で終局するもの(以下「審判のみ型」という。)、調停手続に付されて調停が成立して終局するもの(以下「審判申立て後付調停型」という。)に分けられる。

まず、調停のみ型及び調停不成立後審判型についてみると、若干のずれはあるものの、全体としてみれば、当事者多数、遺産額並びに特別受益の考慮及び寄与分の定めがあることが、審理の長期化要因となっているといえる。そして、遺産分割事件全体の傾向と同様、平均調停期日間隔及び平均審判期日間隔はおおむね一定しており、平均審理期間の差は平均期日回数の差によるものと認められる。

次に、審判のみ型及び審判申立て後付調停型についてみると、前記「当事者多数」、「争点多数」及び「特別受益、寄与分についての主張」の各項目における分析結果と異なる傾向が多くみられるが、いずれのパターンの事件も、件数が非常に少なく(審判のみ型は全体の1.3%、審判申立て後付調停型は全体の2.8%である。)、事件ごとの固有の事情が統計データに強く現れたものと考えられる。